

石橋湛山の「小日本主義」の今日的意義 —歴史修正主義批判と国連中心主義への回帰—

Today's Significance of the "Lesser Japan" Solution Advocated by Tanzan Ishibashi: Criticism of Historical Revisionism and Return to the United Nations-Centricism

森 彰 夫*
MORI Akio

要 旨

石橋湛山は、戦争中に帝国主義に対抗する平和的な加工貿易立国論を唱えて台湾・朝鮮・満州の放棄を主張するなどの「小日本主義」を訴えていた。従軍慰安婦に対する強制性の有無、徴用工などの個人請求権、南京大虐殺、泰緬鉄道建設のための強制労働、サンダカン捕虜収容所での虐待、シンガポール華僑虐殺などについて、まるで異なる二つの戦争の記憶が語られているが、その歴史的・社会的根拠までさかのぼって考えることが必要である。歴史修正主義は、戦前の価値観や体制に過ちはなく、復活させ、国連中心主義に回帰するのではなく、自衛隊を国軍として憲法に明記することによって軍事力を増強するためには不可欠であると考えられていることが、歴史認識問題の根底にあるのではないだろうか。歴史修正主義によって日本軍ばかりではなく国民全体の名誉と歴史が回復できることはなく、それどころか、過去の過ちが正当化され、再び過ちを繰り返すことになってしまうのである。石橋湛山の「小日本主義」に立ち戻らない限り、日本の侵略および植民地支配の戦争責任は明確にならず、いつまでも戦後処理が終わらないことを国立公文書館などの資料も参照しながら考察した。

Abstract

Tanzan Ishibashi appealed for the "Lesser Japan" Solution such as advocating the abandonment of Taiwan, Korea and Manchuria during the war, advocating a peaceful processing trade against imperialism. There had been two different stories about whether there was compulsion for military comfort women, individual claims such as recruitment work, Nanjing Massacre, forced labor for the construction of Thai-Burma Railway, abuse at Sandakan Prisoner of War Camp, genocide of Singaporean Chinese, and so on. However, it is necessary to think back to its historical and social grounds. Historical revisionism, which alleges there were no faults in the sense of values and systems of the former imperial state, and would be indispensable to strengthen military power by specifying the Self-Defense Forces as a national army in the Constitution rather than revitalizing and returning to the UN-centricism. The historical revisionism could not restore the honor and history of the entire nation. On the contrary, not just the Japanese army, but rather, past mistakes would be justified and repeated again. The consideration with reference to materials such as the National Archives indicates that, unless we returned to the "Lesser Japan" Solution advocated by Tanzan Ishibashi, Japan's war guilt for aggression and colonization would not be clear, and post-war settlement of disputes would not end indefinitely.

キーワード：「小日本主義」、歴史修正主義、国連中心主義、戦争責任

keywords: "Lesser Japan" Solution, historical revisionism, UN-centricism, war guilt

はじめに

石橋湛山¹は大正デモクラシーにおけるオピニオンリーダーの一人として、いち早く「民主主義」を提唱し、三・一独立運動をはじめとする朝鮮における独立運動に理解を示し、帝国主義に対抗する平和的な加工貿易立国論を唱えて台湾・朝鮮・満州の放棄を主張するなど（小

日本主義）、日中戦争勃発から敗戦に至るまで長期戦化を戒める論陣を『東洋経済新報』誌上にて『東洋経済新報』誌上にて張っていた。

戦後は、同誌上で靖国神社の廃止を訴え、第1次吉田内閣の大蔵大臣として入閣し、デフレーションを抑えるためのインフレーションを進め、傾斜生産（石炭増産の

*大和大学政治経済学部

令和元年12月11日受理

¹（1884年－1973年）1924年に『東洋経済新報』第5代主幹となり、翌年には代表取締役専務（社長制となるのは、1941

年以降）に就任。戦後、大蔵大臣、通商産業大臣、内閣総理大臣、郵政大臣などを歴任。

特殊促進)や復興金融公庫の活用を特徴とする「石橋財政」を推進した。

1956年12月の自民党総裁公選で、石橋湛山は7票差で岸信介に勝ち首相となったが、年明け1月に病に倒れ、わずか65日でその座を岸信介に譲った。幸い脳梗塞の症状は軽く、石橋は政治活動を再開するまでに回復し、日米安全保障条約改定の強行採決に反対し、岸信介首相に退陣を勧告した。石橋は、各国の軍備でなく「国連を強化し、国際警察軍の創設によって世界の平和を守るという世界連邦」実現への努力を説いていた²。

今日の嫌韓論、嫌中論、イスラムフォビア(イスラム嫌い)に見られるヘイトスピーチは、1930年代のナチス・ドイツや日本の軍国主義に見られた優生思想と同じように、自民族の優越性、他民族の劣等性を、経済的に余裕を失った人びとの偏見や無知に公然と煽ることによって形成されてきている点で本質的に同じである。1930年代の過ちの責任や戦争犯罪を明確にしてこなかったために、歴史修正主義によって再び1930年代の過ちが繰り返されようとしている。

従軍慰安婦に対する強制性の有無、徴用工などの個人請求権、南京大虐殺、泰緬鉄道建設のための強制労働、サンダカン捕虜収容所での虐待、シンガポール華僑虐殺などについて、まるで異なる二つの戦争の記憶が語られているが、その歴史的・社会的根拠までさかのぼって考えることが必要である。歴史修正主義は、戦前の価値観や体制に過ちはなく、復活させ、国連中心主義に回帰するのではなく、自衛隊を国軍として憲法に明記することによって軍事力を増強するためには不可欠であると考えていることが、歴史認識問題の根底にあるのではないだろうか。歴史の見直しによって日本軍ばかりではなく国民全体の名誉と歴史が回復できることはなく、それどころか、過去の過ちが正当化され、再び過ちを繰り返すことになってしまうのである。

本稿では、石橋湛山の「小日本主義」に立ち戻らない限り、日本の侵略および植民地支配の戦争責任は明確にならず、いつまでも戦後処理が終わらないことを国立公文書館などの資料も参照しながら考察する。

1. 戦争の記憶に関する研究

藤原婦一は、「日本にとっての広島が戦時下は、戦時大量殺戮の頂点であり、核時代の恐怖の始まりだったとすれば、アメリカにとって原爆投下は、戦争終結の喜びと戦勝の栄光に結びついていた・・・(南京大虐殺についての)中国側の主張する死者数30万人は過大ではな

いかという議論から始まり、いまでは南京では虐殺そのものがなかった、という主張も行われている・・・日本による侵略行為の否定や歴史の捏造のシンボルとして、中国における戦争の焦点にもなった³と、まるで異なる二つの戦争の記憶が語られているが、「ただの無知や忘却の産物として一蹴するのではなく、その歴史的・社会的根拠までさかのぼって考えることが必要⁴と指摘している。

藤原自身は「広島への原爆投下が正しかったとも必要だったとも考えない。南京で日本軍による虐殺が起こったことは十分に立証されており・・・私は、原爆投下の正当化や南京大虐殺の正当化は「とんでもない議論」だと考えているし、そのことを隠そうとも思わない⁵という立場である。

藤原は、「南京大虐殺の存在を否定する人々は、その見直しによって日本軍ばかりではなく国民全体の名誉と歴史が回復できると考えている・・・戦争の記憶は、それぞれの死者を悼むことに帰着する。死ぬ必要のない父、夫、息子が傷つき殺され、母、妻、娘が傷つき殺される・・・とても受け入れることのできない不条理な暴力の犠牲者に他ならない・・・加害者や戦犯などという中傷には耐えられない。状況の中にいた兵士は口をつぐむかもしれないが、不条理な暴力の後から生まれてきた者たちは、不条理に条理を与え、意味を与える。こうして、それぞれが自分の愛する人々を犠牲者として悼み、戦争を記憶するという、それ自身は当然の行動が、強烈な政治イデオロギーの基礎をつくる⁶と分析している。

絶対平和を願う広島と、不法な暴力を前にして武器を取る義務と責任を問うホロコーストなどには違いがある。ホロコーストは、占領地域で行われた場合だけではなく、ドイツの領土のなかで行われた場合もあり、無法な暴力を前に犠牲者を見殺しにすれば、ただ無法な支配を認めることになる。侵略者に対する自衛戦争だけではなく、国の内外を問わず、深刻な人権侵害が行われた場合に対して武器を取る義務と責任を求めている。藤原は、「暴力に対して暴力で立ち向かえば、支配者の暴行を上回る暴力と破壊をもたらす可能性がある・・・正しい戦争はあり得るのか。それともあらゆる戦争は正しくないのか?西欧世界においてもアウグスティヌス⁷以来争われてきたこの問題は・・・犯罪者から武力で人質を奪回すべきかという問題に始まり、隣国で進む大量虐殺を黙視すべきかとか、戦争を避けるためには独裁政権とも手を結ぶべきかとか、およそ暴力を手段とするか否かの選択が争われる場合には繰り返し現れる、ほとんど日常的

² 石橋(1990年) p. 446.

³ 藤原(2001年) pp. 4-5.

⁴ 同上. p. 7.

⁵ 同上. pp. 6-7.

⁶ 同上.

⁷ アウグスティヌスは、異端的になったドナティストを正しい信仰に戻すためなら武力行使もやむをえないと考えた。

なジレンマである」⁸と論じている。

1970年代と80年代の大半を日本とその周辺で過ごし、戦争の記憶問題に取り組んできたイアン・ブルマは、「バターン死の行進、マニラでの掠奪、シンガポールでの虐殺は、ほとんど口にされることはなかった。だが、中国、満州、フィリピンでの日本人が受けた被害、とりわけ広島と長崎の出来事は鮮明に記憶に残っており、戦後の日本兵のシベリア抑留も広く記憶されていた」⁹と記している。ブルマは、日本人の戦争の記憶が、加害者としてではなく、主に被害者として記憶されてきていることに疑問を持ち、ヒロシマ、アウシュヴィッツ、南京、ベルリン、花岡などを調査し、戦後世代の手による日本とドイツの戦争体験は、どのように記憶されてきたか比較研究している。

コロンビア大学のグラック・ゼミの参加学生は、中国人、韓国人、韓国系アメリカ人、日本人、カナダ人、米国人、インドネシア人からなるが、グラックのいつまでも韓国が慰安婦問題を蒸し返し、米国に像など建て始めた理由についての質問に対して、韓国人の女子学生は「日本人の謝罪を謝罪として受け入れない決定的な理由は、謝罪があった直後に、日本政府の誰かが違うことを言うから」と答えていた¹⁰。グラックは、「2015年12月の日韓合意は、最初から成功の見込みがなかった。今日の世界的基準からすると、日本の指導者は慰安婦制度の過ちを認めて、再び謝罪するように求められている・・・それを拒否したり否定したりすれば慰安婦の問題が国際社会でいっそうクローズアップされるだけだ」¹¹と指摘している。加害の記憶は忘れても、被害の記憶は忘れない傾向があり、人の記憶は曖昧で過誤が生じるものであり、クラックは、「共通の記憶というのは、はじめから確立された何かがあるのではなく、時間とともに作られ、変化し得る「プロセス」のことを言う」¹²と指摘している。

鄭大均¹³は、ディアスポラ知識人である姜尚中が自らのアイデンティティを確認するために行ってきたルサンチマン・レイシズム（在日朝鮮人の犠牲者性）に基づく激しい日本批判が日本の右派の警戒心や防御心を駆り立て、彼らの嫌韓を煽り、それに基づく北朝鮮バッシングと北朝鮮制裁外交を招いていると述べている¹⁴。

後述するように、黄文雄¹⁵や鄭らや歴史修正主義者によって、すでに戦争を知らない世代に置き換えられている現代の日本社会では、メディアから一方的に若い世代の偏見や無知に訴えられ、信じ込まされている。黄が台

湾で日本の植民地支配を正当化することが糾弾されるのと同様に、鄭の議論は、原因と結果の関係が逆転していて、韓国ではこのような主張は、日本の歴史修正主義に貢献するプロパガンダとして糾弾される。

戦争を知らない世代が増える中、連日、メディアを通じて、従軍慰安婦に強制性はなかった、徴用工の請求権は解決済み、南京大虐殺はでっちあげなどという嫌韓・嫌中世論が形成されてきているが、これらは一義的には、日本がアジア諸国を侵略し植民地支配した歴史認識、戦争責任、戦争犯罪を日本とアジア諸国の間で戦後75年間、当事者が生きているうちに明確にし和解してこなかったことに原因がある。対照的にヨーロッパでは、戦後、統合というマルチラテラルな枠組みの中で、ドイツやイタリアなどがヨーロッパ諸国を侵略し植民地支配した歴史認識、戦争責任、戦争犯罪を明確にしてきたことによって、EU加盟国間で戦争をする可能性がなくなり、EU統合軍の創設が可能となっている¹⁶。

増田弘は、1910年以降の政府・軍部にみられる武断政治、対外膨張政策に真向から対峙して「小日本主義」を掲げ、ラディカルな大正デモクラシーの論客として軍国主義批判を貫き、戦後、日中貿易再開、脱冷戦の思想を説いた石橋湛山を丹念に論じた¹⁷。

石橋湛山の戦中・戦後に書き残した「小日本主義」などの議論は、共通の歴史認識を持つための「プロセス」に不可欠である。

2. 石橋湛山の「小日本主義」

(1) 大日本主義の幻想

東洋経済新報という経済メディアを、社長として自ら率いた石橋は、ジョン・メイナード・ケインズの『雇用・利子および貨幣の一般理論』を、最も早く、日本人として読み込み「実践のエコノミスト」として「小日本主義」の論陣を張った。

石橋は、1912年10月の『東洋時論』「評論」で「桂公が出ても帝国主義、政友会内閣が組織せられても帝国主義、而して国民党の言う処を聞いてもやはり帝国主義である。たまたま軍備拡張の不可を唱うるものがあっても、それは目下の財政状態が許さぬからだという。英国のアスキス首相が観艦式に臨んで、ああこの資材を実益ある方面に用いたならばと嘆じたのと、その根本において雲泥万里の相違がある」¹⁸と、帝国主義を批判した。

大日本主義については、1921年8月6日の『東洋経済

⁸ 藤原 前掲書。pp.23-24.

⁹ ブルマ (1994年) p. 8.

¹⁰ グラック (2019年) p. 115.

¹¹ 同上。pp.149-150.

¹² 同上。p. 114.

¹³ (1948年—)。日本の学者、評論家。首都大学東京都市教養学部名誉教授。専攻は東アジアのナショナル・アイデン

ティティ、日韓関係論、元在日外国人。韓国系日本人。

¹⁴ 鄭 (2011年)

¹⁵ (1938年—)。台湾の評論家で、文明史・経済史研究者。拓殖大学日本文化研究所客員教授。

¹⁶ 森 (2017年)、(2019年) 参照。

¹⁷ 増田 (1995年) 参照。

¹⁸ 石橋 (1990年) p. 57.

新報』「社説」で「大日本主義、即ち日本本土以外に、領土もしくは勢力範囲を拡張せんとする政策が、経済上、軍事上、価値無きこと」¹⁹と論じた。

歴史修正主義者や「日本は侵略戦争をしたのではなく、アジアを欧米から解放した」という“濡れ衣”論者に共通してみられる主張は、カリフォルニア州における日系移民に対する人種差別に対する憤りが日本を大東亜戦争に突き動かしたのであり、「日清戦争、日露戦争などによって国際法上合法的に中国大陆に權益を得て、これを守るために条約等に基づいて軍を配置したのである・・・我が国は他国との比較で言えば極めて穏健な植民地統治をしたのである」²⁰と正当化する。しかし、石橋は、以下のように、アジア諸国を見下して進出することに道理はないと論じていた。

米人決して罪なきにあらず、白人もとより偏見あり。しかれども彼らに偏見あり、罪ありとて、我また罪を犯し、偏見を抱きて可なりとの道理は一つもこれ有らず。彼らに罪あり、偏見あらば、我はむしろかえてこれを棄て、あくまで正しき道理の上に行動してこそ、初めて日本の日本たる立場あり²¹。

今わが国民は一つの謬想に陥れり。人口過剰といふの憂いということこれなり。政治家、評論家はこれによってすなわちあるいは大陸発展を唱え、あるいは北守南進を主張す・・・カリフォルニア州の土地所有禁止案が異常の熱を我が国民に起こせるまたこの理由に外ならず・・・交通機関の未だ備わらざる時代は、もし内地の食料不足せば是非ともその過剰の人口はこれを外に出すか、もしくは生産を防止するかより外に、始末の途なかりしならんも、今日は全くこれと異なれり。工業盛んに起り、貨物の外国に出すこと多きを得ば・・・食料はこれをアメリカ大陸に求むるも、インドに求むるも、支那に求むるも自由自在なる我が邦がむしろ豈（あに）6千万、7千万の人口に過剰に苦し

まん。吾輩は我が国民がかくの如き根拠なき謬想に駆られて、いたずらに帝国主義を奉行し、白人の偏見に油を灌ぎ・・・無益の葛藤に気を疲らすの、詢に愚なるを思わずんばあらざるなり²²。

この三地（朝鮮・台湾・関東州²³）を合せて、昨年、我が国はわずかに九億円余の商売をしたに過ぎない。同年、米国に対しては輸出入合計十四億三千八百万円、インドに対しては五億八千七百万円、また英国に対してさえ、三億三千万円の商売をした。朝鮮・台湾・関東州のいずれの一地をとって見ても、我がこれに対する商売は英国に対する商売にさえ及ばぬのである。米国に対する商売に至っては、朝鮮・台湾・関東州の三地に対する商売を合せたよりもなお五億二千余万円多いのである。即ち貿易上の数字で見ると、米国は、朝鮮・台湾・関東州を合せたよりも、我に対して、一層大なる経済的利益関係を有し、インド、英国は、それぞれ、朝鮮・台湾・関東州の一地ないし二地に匹敵しもしくはそれに勝る経済的利益関係を、我と結んでおるのである。もし経済的自立ということを用いるならば、米国こそ、インドこそ、英国こそ、我が経済的自立に欠くべからざる国といわねばならない²⁴。

1929年の大恐慌後、失業率が各国で20%となるなか、表1に示されるように、日本の貿易に占める円ブロックのシェアは、1929年から1937年までに輸入で20%から41%、輸出で24%から55%に急増したが、円ブロックの実態は、円ブロックに対して黒字、第三国貿易において赤字であり、鉄鉱石、綿花、石油などの主要資源の輸入に必要な外貨をブロック経済化でカバーできなかった。このため、さらに円ブロックを大東亜共栄圏として拡大していかざるをえず、アジア諸国で多大な犠牲者を出すとともに、国民を存亡の危機に陥らせたのである²⁵。

1905年に、アメリカのフィリピン統治の日本による

¹⁹ 同上。p. 208.

²⁰ たとえば、2008年に「日本は侵略戦争をしたのではなく、アジアを欧米から解放した」という“濡れ衣”論文で自衛隊航空幕僚長を解任された田母神俊雄など。http://ronbun.apa.co.jp/images/pdf/2008jyusyuu_saiyuusyuu.pdf

²¹ 石橋（1914年）『東洋経済新報』5月15日号社説

²² 同上。

²³ 日露戦争の終結後、その講和条約であるポーツマス条約に基づき、中国の遼東半島先端部と南満州鉄道附属地を併せた租借権がロシアから日本に移行した地域。1932年、関東軍が東三省全土を占拠し満洲国を建てると、租借権の設定は満洲国から受けている形式に改定された。

²⁴ 石橋（1921年）「大日本主義の幻想」『東洋経済新報』7月30日号～8月13日号

²⁵ 2019年3月に、3ヵ月物の米国債の利回りは2.14%、2年債や5年債は1.8%台と、償還までの期間の長い債券の方が金利が低くなった。過去60年間のデータから長短金利の逆転（逆イールド）が発生した後の米国株は平均して1年9ヵ月、市場は金利低下によるカネ余りで29%上昇し、その後は深刻な景気後退とともに株安に向かっている。https://r.nikkei.com/article/DGXMZO4728177012072019SHA000?unlock=1&s=3 日本でもバブル期の89年に逆イールドが発生し、その後に深刻な景気後退と株安を経験した。2020年下旬に深刻な景気後退と株安が予想される中、米中貿易戦争を始めたトランプ政権は、第2次世界大戦の主要な要因となった経済のブロック化から何も学ばず、再び過ちを犯しつつあるといえる。バブル崩壊後「失われた30年間」になろうとしている日本も、歴史修正主義で戦前の価値観や制度を正当化し、憲法改正して自衛隊を国軍として明記させ、経済のブロック化に加担していくことは、トランプ政権同様、再び過ちを犯すことになる。

表1 各国の貿易に占める経済ブロックのシェア及び帝国圏貿易の世界貿易に占めるシェア (1929年, 1937年)

		各国の貿易に占める経済ブロックのシェア (%)				帝国圏貿易の世界シェア (%)			
		輸入		輸出		1929		1937	
		1929	1937	1929	1937				
イギリス1)	英帝国圏	30	42	44	50	27.9	29.8		
	その他スターリング・ブロック2)	12	13	7	12				
ドイツ	南西ヨーロッパ6カ国3)	4.5	12	5	13				
	ラテンアメリカ	12	16	8	11.5				
フランス	植民地・属領	12	27	19	27.5	8	7.3		
	金ブロック諸国4)	14	14	29	27				
イタリア	植民地・エチオピア	0.5	2	2	23				
ポルトガル	植民地	8	10	13	12				
日本	朝鮮, 台湾, 広東, 満州	20	41	24	55				
オランダ	植民地	5.5	9	9	11	4.7	4.8		

原注：1) General Trade, 2) スウェーデン, ノルウェー, フィンランド, デンマーク, エジプト, エストニア, ラトビア, タイ, イラク, 3) ブルガリア, ギリシア, ハンガリー, ルーマニア, トルコ, ユーゴスラヴィア, 4) ベルギー, イタリア, オランダ, スイス, ポーランド

Source: League of Nations, *World Economic Survey*, 1938/9, p.186., *do.*, *International Trade Statistics*, 1938, p.281., p.303., League of Nations, *Review of World Trade*, 1937, p.22., 1938, p.22.より算出。宮崎他編 (1981年) p.118.

承認, 日本の韓国に対する宗主権のアメリカによる承認を, 桂太郎首相と来日中の陸軍長官タフトが秘密に協定した。ガルトウングは, 「桂・タフト協定のもとで, 両国はしばらくの間は衝突せずにすんでいたかもしれない。しかしこれでは, アメリカや日本に侵略・支配されている人々を助けることにはならない」²⁶と, 合法的に併合したとして正当化する議論を批判している。

歴史修正主義者や「日本は侵略戦争をしたのではなく, アジアを欧米から解放した」という「濡れ衣」論者は, 「多くのアジア諸国が大東亜戦争を肯定的に評価している」²⁷と正当化する。しかし, 石橋は, 傀儡政権のみが肯定的に評価しているにすぎず, 蒋介石国民党政権を屈服させ属国化しようとしたことの誤りを以下のように論じていた。

今日の蔣政権もしくは蒋介石は, 決して昔の支那軍閥の類ではない。それ所か日清戦争の時の清国の朝廷とか, 或いは日露戦争の場合の露国の政府とかいうものよりも遥かに民衆の中に基礎を持ったものである・・・私は欧州戦争以来の支那の国民は, 日本の明

治維新当時の状況にあると思う。即ち彼等は民族意識をハッキリと持ち始めた・・・其の熱情を持った若き支那の知識階級の要望の上に乗って居たのが, 即ち蒋介石である²⁸。

1938年11月3日—近衛首相は, 国民党政府はすでに一地方政府にすぎず, 抗日政策を続けるならば壊滅するまで矛を納めないと述べたうえで, 日本の目的は「東亜永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り」, 国民党政府が抗日政策を放棄すれば新秩序参加を拒まないとの東亜新秩序声明(第二次近衛声明)を出した。蒋介石は12月28日, 「東亜新秩序」は中国の奴隷化と世界の分割支配を意図していると批判, アメリカ合衆国も承認できないと日本を批判した²⁹。

日本の近衛政府は, 上海事変を経て, 首都南京, 漢口, 重慶を侵略し, 属国にしようとしていたが, 石橋は, 「日支の緊密な連携を造り上げ」³⁰のべきだと論じた。そして, 連携を築くべき政権は, 重慶に政府を移していた蒋介石政権とであり, 日本の傀儡政権である汪兆銘政権ではなかった³¹。さらに国内で盛んに噂される国民党と共産党の「国共分裂」の可能性を否定し, 汪精衛³²新政権

²⁶ ガルトウング (2003年) p. 98.

²⁷ http://ronbun.apa.co.jp/images/pdf/2008jyusyou_saiyuu_syu.pdf

²⁸ 1938年4月29日講演「長期建設の意義と我経済の耐久力」『石橋湛山全集第11巻』

²⁹ 白井 (2000年) pp.102-110.

³⁰ 1940年4月27日講演「時局の推移と経済界の前途」

³¹ 1939年10月28日号講演「欧州動乱と我が経済の前途」『石橋湛山全集第11巻』

³² 汪兆銘 (1883年—1944年) は中華民国の文人政治家。辛亥革命の父孫文の側近として活躍して党の要職を占めた。字は季新。号は精衛 (中華圏では「汪精衛」と呼ぶのが一般的である)。1940年3月, 南京に新国民政府を樹立し, 同年11月には主席となった。中国では「漢奸」, すなわち売国奴として唾棄されてきた。

の将来にもついても懐疑的であった³³。

1943年11月の大東亜会議に出席していた中華民国（南京）国民政府汪兆銘行政院長、満州国張景恵國務総理大臣、ミャンマーのバー・モーらは、連合国からは「傀儡政権」と評されていた³⁴のであり、イギリスの植民地であったマライヤ、オランダの植民地であったインドネシアは会議当時は日本軍の占領下であったものの、大東亜政略指導大綱において帝国領とすることとされ、独立検討の対象ですらなかった。

日本の諜報機関である南機関によって軍事訓練を受けたアウンサンが「ビルマの独立はまやかした」とし、1945年3月、連合国側につき、反ファシスト人民自由連盟（AFPFL）として日本軍に対して戦った。長女のアウンサン・スーチーは、オックスフォード大学で2年間かけて日本語を習得し、国際交流基金の研究フェローとして京都大学東南アジア研究センターで南機関の研究をしていた。ミャンマーの民主化後、アウンサン・スーチーが、日本からの経済ミッションに極力会おうとしないことから、戦前からの日本に対する不信感が窺える。

「日本は侵略戦争をしたのではなく、アジアを欧米から解放した」という“濡れ衣”論は、いかに事実を反し、共通の歴史認識の形成を妨げてきたことが理解されなければ、アジア諸国の信頼を得ることはできない。

(2) 石橋湛山が主張した靖国神社の廃止

1945年10月13日号「社論」で石橋は、「靖国神社の主なる祭神は明治維新以来の戦没者にて、殊にその大多数は日清、日露両戦役および今回の大東亜戦争の従軍者である。しかるに今、その大東亜戦争は万代に拭う能わざる汚辱の戦争として、国家をほとんど亡国の危機に導き・・・それらの戦争に身命を捧げた人々に対しても、これを祭ってはもはや「靖国」とは称し難きに至った・・・ただ屈辱と怨恨との記念として永く陰惨の跡を留むるのではないか・・・戦没者の遺族の心情を察し、あるいは戦没者自身の立場において考えても、かかる怨みを増する神として祭られることは決して望む所ではないと判断する」と、靖国神社の廃止を主張した³⁵。

さらには、「この戦争は国民全体の責任である。しかしまた世に既に論議の存する如く、国民等しく罪ありとするも、その中には自ずから軽重の差がなければならぬ。少なくとも満州事変以来軍官民の指導的責任の位地に居った者は、その内心はどうあったにしても重罪人たることを免れない。しかるにそれらの者が、依然政府の重要な位地を占めあるいは官民中に指導者顔して平然たる如き事は、仮令連合国の干渉なきも、許し難い。靖国神社の廃止は決して単に神社の廃止に終わるべきことではない³⁶と論じていた。石橋が懸念していたように、今日まで靖国神社が維持され、満州事変以来の戦争責任を不問にしようとしているのである。

靖国神社についてブルマは、「展示品に添えられた文章が戦争の背景を説明するのだが、内容は戦時中のプロパガンダそのままである³⁷と指摘している。さらに、「特別攻撃隊顕彰会」が設置したブロンズ板に、一見宗教的な形で賛美しているのは自己犠牲であることについて、「特攻攻撃はまったくの命のムダ遣いであり、戦争を長引かせる役にしか立たなかった、という事実が一顧だにされていない。ここでは、何千人もの特攻兵の死に、偽りの意義が吹き込まれている³⁸と指摘している。

ブルマは、ナチス・ドイツが犯した犯罪を美化・正当化することがないように、ドイツ各地には何千という警告の碑が作られているのと対照的であることを指摘している。かつてルターが説教をしたウィッテンベルクのマリエン教会の壁に、「ユーデン・ザウ」³⁹、つまり「ユダヤ人の豚」の彫刻がある。1988年に「ユーデン・ザウ」の真下の床に、警告の碑が作られ、その奥の壁に「かつてユダヤ人がキリスト教徒の前では神聖にすぎて口にするものとして使われ、十字架の御印のもと、600万人のユダヤ人が死んだ⁴⁰と書かれている。

2004年4月、中国や韓国が靖国参拝に反発していることに関して小泉首相は、「日本人が靖国神社に参拝してどうしていけないのか。分からない。（反発は）不思議で仕方がない」と発言し、首相在任中の6年間靖国神社を参拝し、内外から批判を受けた。中国や韓国だけで

³³ 1938年10月7日号時評「汪精衛氏の要求」『石橋湛山全集第11巻』

³⁴ 森（1992年）pp. 250-251.

³⁵ 石橋（1990年）pp. 391-392.

³⁶ 同上。p. 392.

³⁷ ブルマ前掲書。神社の裏手にドイツの親衛隊にあたる「憲兵隊」の隊員を追悼する慰霊碑があり・・・遊就館という名の展示館の前には、沖繩戦で玉砕した独立重砲兵百大隊所有の89式重砲、戦艦大和の4センチ主砲々弾、人間魚雷の胴体、泰緬鉄道の開通式に走った蒸気機関車などが陳列してある。神社のパンフレットはこの場所を「聖域」と呼ぶ。陳列してある兵器は「御祭神方」が「愛撫駆使された」ものである・・・1931年の満州併合は、ソ連の共産主義と中国の貪欲さからアジアを守るための、やむをえない措置だっ

た。英米が中国の反乱分子をあおって反日行動に走らせていたから、中国で戦争が始まるのは不可避だった。pp. 273-277. なお、戦後のBC級戦犯裁判で有罪となり処刑された者は1,000名にのぼるが、その3割を憲兵が占めた。

³⁸ 同上。pp. 278-282.

³⁹ 3匹の仔豚が雌豚の下で乳を飲んでいて、雌豚の後ろでラビが雌豚の上で、右脚を持ち上げ、尻尾を高く保持し、尻尾の下で彼女のタルムードを見詰めている。13世紀にドイツや他のヨーロッパ諸国で登場した。ナチス・ドイツでは、ドイツの学童のクラスがドイツの教会でユーデン・ザウを見学に行かされた。この用語は、ネオナチによる侮辱として現存している。

⁴⁰ ブルマ前掲書。pp. 252-253.

はなく、シンガポールも厳しい目を向けていた。2006年2月にシンガポールで開かれたアジア太平洋円卓会議の基調講演で、ゴ・チョクトン上級相(前首相)は、「日本の指導者たちは参拝を断念し、戦犯以外の戦死者を悼む別の方法を考えるべきだ」⁴¹と述べた。同年6月にシンガポールで開催されたアジア安全保障会議でも、リー・シェンロン⁴²首相が、「過去の戦争の問題に取り組めば、相互依存がうまくできる。そのとき、より強固な協力と地域への融合へ進むことができる」⁴³と日本の姿勢を批判した。

安倍首相も、「英霊に尊崇の念を表するのは当たり前のことだ」とし、2013年12月26日に靖国神社を参拝した。

より強固な協力と地域への融合への障害となっているのが、侵略戦争と植民地支配をした日本の戦争責任についての一貫しない姿勢にあるという批判を謙虚に受け入れない限り、日本はアジアで孤立していくことになる⁴⁴。

(3) 石橋湛山の国連中心主義

アメリカの歴史的・伝統的精神に基づいたアメリカの憲法と国連憲章に基づき、日本の軍国主義を制度的に支えていた軍、天皇制、財閥、地主制を解体するべくマッカーサーをはじめとするGHQが乗り込んできた。

マッカーサーは、「大日本帝国憲法第11条天皇は陸海軍を統帥す」とあり、戦争の最高責任者として日本の軍国主義の支柱であった天皇および天皇制を廃止し、貴族や高級軍人の子弟の教育機関であった宮内省直轄の学習院も解体する予定であった。しかし、1945年9月27日に、昭和天皇を当時宿舎としていた駐日アメリカ大使館公邸に招いて会談を行った際に、天皇制を日本統治に利用した方がよいと考え直し、天皇を戦犯から除外するという重大決定を行った。天皇を象徴として残すことにしたため、学習院も私立として存続させることになったのである。こうして、「天皇陛下万歳」と叫んで侵略戦争に多くの国民が動員され、内外で多大な犠牲をもたらした天皇の戦争責任自体はマッカーサーの指示で不問に付され、極東裁判でも取り上げないこととされた⁴⁵。

したがって天皇の戦犯問題は、ソ連、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンなど戦犯を主張する国々が参加する極東裁判が活動を始める前に、処理しておく必要があった⁴⁶。

1946年2月3日、マッカーサーはホイットニーに対し、

「マッカーサー3原則」として知られる憲法改正の必須条件を以下のように示した。

1. 天皇は、国の最高位の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に應えるものとする。
2. 国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想(国連による集団安全保障体制)に委ねる。日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。
3. 日本は封建制度は廃止される。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。華族の地位は、今後はどのような国民的または市民的な政治権力も伴うものではない。予算の型は、イギリスの制度にならうこと⁴⁷。

しかしながら、冷戦が始まると、日本やドイツを再軍備させ日米安保条約やNATOという軍事同盟を結び、朝鮮戦争やベトナム戦争への出撃基地・補給基地として占領政策を切り替えるというご都合主義であることを露呈した。

1956年12月、石橋は、自由民主党の総裁選挙で総裁に選出され、首班指名された。1957年、首相に就任した年の新春特大号の『東洋経済』「石橋湛山大いに語る」では、「国連に対して義務を負うということは、軍備ということも考えられる」とし、同時期の「プレスクラブ演説草稿」では「世界の実情から判断して、国の独立安全を保つのに必要な最小限の防衛力はこれを備える国際義務を日本国民は負うものであると信じます」としている。ただし同稿の中で「人類を救わんとするならば、われわれは軍備拡充競争を停止し、戦争を絶滅しなければなりません」と、冷戦の平和解決と軍縮を主張した。これは、全面講和論の急先鋒となる南原繁が、「国際正義に基づいた平和」の確立こそが重要で、「単に功利主義的な、便宜主義的な安全第一主義というものの平和主義であってはならぬ」⁴⁸とし、将来、国連に加盟した際に、軍事的制裁に貢献する権利と義務を放棄したのでは、「人類の自由と正義を擁護するが為に、互に血と汗の犠牲を払うことに依って相共に携えて世界恒久平和を確立するという積極的思想は、却って其の意義を失われるのでは

⁴¹ 林前掲書。p. 11.

⁴² リー・クアンユー元首相の息子

⁴³ 林前掲書。同上。

⁴⁴ 森(2011年) p. 30.

⁴⁵ 同上。pp. 35-36.

⁴⁶ 古関(2017年) p. 118.

⁴⁷ 高柳(1972年) p. 99.

⁴⁸ 清水編(1976年) p. 22.

ないか⁴⁹と論じていたことと符合する。

石橋は、米ソ日中平和同盟を提唱し、平和憲法の意義を強調（「池田外交路線へ望む」）しながら、各国の軍備でなく国際警察軍によって平和を守る「世界連邦」実現への努力を説いた。また、「全国民を包括する総合的な医療保障」を演説した鳩山一郎の路線を継承して、1957年1月に国民皆保険を目指すことを閣議決定⁵⁰するなど福祉国家建設、さらに対米自主外交では日中貿易を促進する世界平和の確立などを基本とし、経済政策では池田勇人を大蔵大臣に抜擢して「1000億円施策、1000億円減税」として積極財政を行い、全国10カ所を9日間でまわるという遊説行脚を取行、自らの信念を語るとともに有権者の意見を積極的に聞いてまわった。

しかし、同年1月25日、帰京した直後に倒れた。報道には「遊説中にひいた風邪をこじらせて肺炎を起こした上に、脳梗塞の兆候もある」と発表した。副総理格の外相として閣内に迎えられていた岸信介が総理臨時代理となったが、2カ月の絶対安静が必要との医師の診断を受けて、石橋は「私の政治的良心に従う」⁵¹と潔く退陣した。

フランスのミッテラン大統領は、1981年から1995年まで2期14年を務め、翌年亡くなったが、任期の大部分を前立腺癌の治療を続けながら大統領職を務めた⁵²。

ニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相は、事実婚関係で、正式な結婚はしていないが、2018年1月に妊娠を発表。6月に出産し、産後6週間は産休を取得し、その間はウインストン・ピーターズが首相代行を務め、世界で初めて首相在任中に産休を取得した政治家となっていた⁵³。

2カ月間の病欠の間、内閣総理大臣臨時代理の岸信介が代行するだけでよかったはずであるにもかかわらず、石橋が岸に総理大臣を譲ったことは、ヒンデンブルグ大統領がブリューニング首相を解任しヒトラーを後任に任命したことに匹敵するほど、今日まで甚大な影響を与えた「戦後日本の悲劇」といわざるをえない⁵⁴。

(4) 岸政権による国連中心主義の放棄

旧日米安保条約もその第4条で、「この条約は、国際連合またはその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置」（国連憲章第51条）が講ぜられるまでは存在理由があることを明記している。このような発想は日米安保条約のみならず北大西洋条約その他戦後の多数の同盟条約の中に明文化されていた。

しかし、1960年に岸政権によって改定された日米安保条約の第4条は、「(イ) 日米安保条約の実施に関して必要ある場合及び (ロ) 我が国の安全又は極東の平和及び安全に対する脅威が生じた場合には、日米双方が随時協議する旨を定める。この協議の場として設定される安全保障協議委員会⁵⁵の他、通常的外交ルートも用いて、随時協議される」とされ、国際連合の措置が講ぜられるまでという限定が外されている⁵⁶。これによって日本の安全は、国連の集団安全保障体制で保障するのではなく、日米の個別の軍事同盟によって保障するということを明確にしたのであり、日本の外交政策の基本の一つである国連中心主義⁵⁷と矛盾することになった⁵⁸。

公選で選出された政策と正反対の岸が安保条約改定を強行することは民主主義の否定であり、石橋が体現していた自由主義でもない体制が作られ、戦後処理の失敗として以下に列挙されるような今日まで続く諸問題の起源となっているのである。

石橋は、日米安全保障条約改定の強行採決に反対し、岸信介首相に退陣を勧告した。1968年に石橋は、次のように国連警察軍による世界の安全を保障するしかないことをのべている。

実際問題として、いかなる場合でも負けない強大な軍隊を持つ事は、日本にとって大変な負担である。おそらく、日本の国力のほとんど全部傾けつくしてみても、及ばない。そんな考え方で国の防衛を考えるのは間違いだ・・・世界に対しては、国連を強化し、国際警察軍の創設によって世界の平和を守るという世界連邦の

⁴⁹ 同上。p. 20.

⁵⁰ <https://www.med.or.jp/jma/about/50th/pdf/50th132.pdf>

⁵¹ 石橋は昭和初期に『東洋経済新報』で、暴漢に狙撃され帝国議会への出席ができなくなった当時の濱口雄幸首相に対して退陣を勧告する社説を書いたことがあり、国会に出ることができない自分が首相を統投すれば、当時の社説を読んだ読者を欺く事態になると考えた。

⁵² Gubler, Gonod (2005)

⁵³ 1990年にパキスタンのベナジル・ブット首相が在任中に出産したときは、ブット首相の反対勢力がその妊娠を理由に首相の解任を要求していたため、ブット首相は産後も休暇を取ることなく、すぐに復帰していた。 <https://www.businessinsider.com/jacinda-arden-prime-minister-new-zealands-first-world-leader-maternity-leave-2018-6> 2019年7月9日閲覧

⁵⁴ マイネッケは、ヒトラーとナチス政権を許した根源的な原因の分析を行い、『ドイツの悲劇』にまとめた。プロイセン軍国主義のうちに生き残っていた封建制の子である騎士道、「ヒトラー運動の国民的価値についての幻想が、すでに当時具眼の士ならだれでも気づかぬはずのなかった、ヒトラー運動のなかの犯罪的要素にたいする不明が、存している・・・ドイツを深淵への道に押しやった一般的な諸原因のまっただなかに、ブリューニング首相を罷免し、ヒトラーを任命したヒンデンブルグという偶然が存在した」と論じている。マイネッケ (1974年) pp.115-117.

⁵⁵ 日本側の外務大臣と防衛庁長官、米国側の国務長官と国防長官により構成される会合。いわゆる「2プラス2」。

⁵⁶ 坂本 (1990年) p. 35.

⁵⁷ 国の安全保障などの政策を国際連合との整合性を中心にして組み立てていくこと。

⁵⁸ 森 (2019年) p. 155.

思想を大いに宣伝し、みんながそれに向かって足並みをそろえるよう努力する・・・国際警察軍の創設によって各国の独立と安全を守るという考え方については、単なる空想にすぎぬという向きもあるかもしれぬ。けれども、それ以外にどのような方法があるだろうか。私には考えられない・・・我が国の独立と安全を守るために、軍備の拡張という国力を消耗するような考えでいったら、国防を全うすることができないばかりでなく、国を滅ぼす。したがって、そういう考えを持った政治家に政治を託すわけにはいかない⁵⁹。

遠藤誠治と遠藤乾が編集した『シリーズ 日本の安全保障 全8巻』の基本的な問題意識として、「『積極平和主義』という言葉は、その内実が富国強兵と、相手国を包囲する勢力均衡策でしかなく、安倍内閣が抱える歴史修正主義ともあいまって、隣国の警戒心をかき立てるものになっていることである。付け加えれば、この歴史修正主義は、軽武装経済成長路線を追求してきた戦後自民党の「保守」とも齟齬をきたし、アメリカからみると戦後体制の合意事項への見直し願望が見え隠れする分、「衣の袖から鎧が見える」状態ともなっている⁶⁰ことが指摘されている。自衛隊を国軍としての強化しようとすることによって、「安全保障のディレンマの教科書的事例を生み出して」⁶¹るのである。

安倍政権は、北朝鮮危機や台頭してきた中国脅威論を煽りつつ、軍事同盟強化一本やりで、米国のドナルド・トランプ政権との間で日米連携の強化を図ってきた。岸政権が選択した日米軍事同盟路線を、「不当におとしめられ続けた祖父⁶²の再評価」として位置づけ、「憲法改正」にまで、踏み出そうとしている⁶³。

3. 戦争の記憶

(1) 効率的に収奪を行うためにインフラ整備

日華平和条約議定書：中国（中華民国）は日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ条約第十四条（a）1に基き日本国が提供すべき役務の利益（放棄賠償金請求権）を自発的に放棄しているが、在

外資産による賠償は受けている（表2参照）。

表2 1945年8月5日現在の在外資産の総額

		金額（円）
朝鮮		702億5,600万円
台湾（中華民国）		425億4,200万円
中国	東北	1,465億3,200万円
	華北	554億3,700万円
	華中・華南	367億1,800万円
その他の地域（樺太、南洋、その他南方地域、欧米諸国等）		280億1,400万円
合計		3,794億9,900万円

出所：国会図書館外交防衛課、『調査と情報第228号戦後補償問題—総論（1）』p.7.

ヴェルサイユ条約でドイツに課せられた膨大な賠償金がドイツを再び戦争へと向かわせたことへの反省から、できる限り在外資産を没収する形での賠償をさせようという方針がとられた。したがって、戦争中や植民地支配での残虐行為による賠償が十全な形で行われてきたとは言えない。

ポーランドのモラウィエツキ首相は2019年8月、「今日までドイツから大戦中の残虐行為への適切な賠償を受けていない」と独紙のインタビューで断言した。正式な請求はしていないが、議会の委員会が8500億ドル（約90兆円）との試算が出る可能性もある。ポーランドは第2次大戦で総人口の約2割に当たる約600万人が犠牲になるという甚大な被害を出したが、社会主義体制下の1953年に賠償請求権を放棄。さらに旧東西ドイツが90年の統一直前に米英仏ソと戦後処理に関する「ドイツ最終規定条約」結んだことで、独政府は賠償が「政治的、法的に解決済み」と主張。2015年にポーランドで政権を取ったEU懐疑派の右派政党「法と正義」は「53年の放棄はソ連の圧力」との主張を展開。司法の独立制限などの政策でEUやドイツとの摩擦も増え始め、賠償問題が浮上した⁶⁴。

1893年に九份（きゅうふん）で金鉱が発見され、1894年には金瓜石（きんかせき）でも金鉱が発見された。1895

⁵⁹ 石橋前掲書。pp. 444-446.

⁶⁰ 遠藤・遠藤（2014年）p. 22.

⁶¹ 遠藤（2014年）p. 297.

⁶² 安倍晋三の祖父である岸信介は、式基参スケ（東條英機、離満前役職：関東軍参謀長、星野直樹、離満前役職：國務院総務長官、鮎川義介、満洲：満洲重工業開発株式会社社長（日産コンツェルンの総帥）、岸信介、離満前役職：総務庁次長、松岡洋右、離満前役職：満鉄総裁）と言われ、満洲国に強い影響力を有した軍・財・官の5人の実力者の1人で、東條内閣での岸信介商工大臣であり、極東国際軍事裁判ではA級戦犯被疑者として3年半拘留された。しかし、中国共産党による中華人民共和国の成立・台頭、1950年6月25日の朝鮮戦争の勃発と北朝鮮優位の攻勢により、連合国軍最高司令官のダグラス・マッカーサーを含めてアメリカの対

日政策が大きく転換されることになり（逆コース）、岸信介はじめ公職追放されていた旧体制側の人物たちが1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効を機に公職追放を解除され復権し、1960年には日米安保改定を強行した。ポツダム宣言6条に基づき、極東国際軍事裁判所条例第5条（イ）項により定義された戦争犯罪罪に關し、a. 平和に対する罪、b. （通例の）戦争犯罪、c. 人道に対する罪の3つの罪が記載されたが、項目aの平和に対する罪で訴追された者をA級戦犯、項目b、項目cで訴追されたものをそれぞれB級戦犯、C級戦犯と呼ぶが、そのほとんどがB級戦犯（通例の戦争犯罪）であった。

⁶³ <https://toyokeizai.net/articles/-/196553?page=6> 2019年6月19日閲覧

⁶⁴ <https://www.jiji.com/jc/article?k=2019083100378&g=int>

年、台湾の統治者となった日本政府は、翌1896年に鉱業管理規則を發布し、基隆山山頂を境として東西に分けられ、東の金瓜石は田中長兵衛の田中組に、西の瑞芳は藤田伝三郎の藤田組にそれぞれ採掘権が与えられた。

1933年、日本鉱業（久原鉱業：日産自動車・日立製作所などの日産財閥の源流）は、金瓜石鉱山を買収。1935年には1年に粗鉱量100万tを処理する東洋一を誇る大鉱山であった。

金瓜石は、1936年の採掘量は金5t、銀15t、銅11,000t。1938年頃の産金量は7万両を突破し、1939年の従業員数は9,448人（日本人747人、台湾人6,298人、大陸の温州、福州などから来た出稼ぎ労働者2,443人）に膨れ上がった。

1942年にはシンガポールで捕虜になった英国兵800余人を収容して坑内の採掘作業に従事させた。日本兵たちの暴力支配の下、言語に絶する苛酷な強制労働や飢えで、次々と仲間が死んでいく様子、米軍が上陸してくれば皆殺しにされる計画も察知され、必死の対抗策がひそかに練られ、元捕虜の深い怒りと怨念の声が残されている⁶⁵。

中華民国政府は金瓜石を没収したが、1985年に廃業。およそ90年間に亘って掘られた坑道の総延長は600km以上に及ぶ。金瓜石鉱山90年間の総生産量は、粗鉱量約2,500万t、純金120t、純銀250t、銅25万tに上ると推定される。現在は、日本の植民地支配の負の遺産が時間が止まったようなノスタルジックな風景となり、台北からのオプション・ツアーで台湾を代表する観光地となっている。

嫌韓論者の黄文雄は、「日本の植民地経営が中国と異なる点は、・・・インフラ整備をはじめとする殖産興業を行った・・・中国のように中央が地方から収奪するのとは逆に、日本は逆に中央から地方に対して財政支援と産業投資を行っていた」⁶⁶と論じている。たしかに、日月潭ダム、高雄自由港、台湾電力を設立し水力発電事業を推進、鉄道貨物輸送の停滞を消解するため新たな海岸線を敷設、台湾人にも帝国大学進学への道を開き、華南銀行を設立した第7代総督の明石元二郎、道路と鉄道を開いた民政長官の後藤新平、総督府の技師八田與一が嘉南平原の旱魃・洪水対策のために計画した嘉南大川の建設を承認し、当時東洋一といわれた巨大ダム「烏山頭(オ

スアタウ)」を建設し、水路も嘉南平野一帯に16,000kmにわたって細かくはりめぐらし15万ヘクタールの美田を潤した⁶⁷。

台湾ではコメの二期作が可能であったにもかかわらず、農業用水が整備されていなかった。人口増と食糧不足を補い効率的に収奪を行うために、ダムを建設し農業用水路を整備し、作物や鉱物資源を運ぶ鉄道や港を整備したのであり、黄が「台湾が親日の理由は、収奪よりも社会・経済基盤の整備に力を入れた」というのは、史実を歪めている。

初期の台湾統治は、現地住民の抵抗運動を抑圧する必要性から、軍事力を前面に打ち出した強硬な姿勢で行われた。この頃の総督には行政権と司法権、そして台湾駐屯の陸海軍の指揮権はもとより、六三法によって特別立法権までもが付与されており、この統治四権を一手に握る総督の権限は絶大なものだった。こうした事情から、総督に任命された樺山資紀・桂太郎・乃木希典・児玉源太郎・佐久間左馬太・安東貞美・明石元二郎の7名はいずれも現役の大將または中將であった⁶⁸。統治に対する叛逆者には取り締まりをするという「鉛と鞭」の政策が台湾でも取られていたのであり、現地住民の抵抗運動を抑圧してきた史実を歪めることは許されない。

拙著で論じたように、台湾が親日になったのは、中国に対抗する必要からでしかなく、侵略戦争をし植民地支配した歴史を修正・美化することは許されない⁶⁹。同様にヴェトナム戦争が終結後、米国から何ら謝罪や賠償も行われてきていないにもかかわらず、ヴェトナムが親米国家になっているのは、中国に対抗する必要があるからで、米国政府がヴェトナム戦争を正当化することは許されない。

大英帝国の植民地主義者で南アフリカの鉱物採掘で巨富を得て植民地首相となり、占領地に自分の名（ローデシア）を冠したセシル・ローズ⁷⁰は、ケープタウンとカイロを鉄道と電信で結ぶ計画を推進し、効率的に収奪を行うために社会・経済基盤の整備に力を入れた。台湾における日本の植民地支配は、大英帝国の植民地支配と何ら異ならない。

ローズは人種差別主義者であり、アフリカにおけるアパルトヘイトの象徴として非難されてきている。アフリカ諸国が独立していく中で、1965年に南ローデシアで

⁶⁵ エドワーズ（1992年）参照。

⁶⁶ 黄（2004年）p. 171.

⁶⁷ 同上。pp. 158-193.

⁶⁸ 王（2005年）pp.223-278.

⁶⁹ 森（2019年）p. 11. 国立台湾大学 EU センター長の蘇宏達教授は、「EUの経験に照らしたアジア統合の競合モデル」と題するカナダでの講演の中で、「ナショナリズムは一つの民族、一つの言語、一つの文化、そして隣人を嫌悪することである・・・ソルボンヌに留学していた時に、日本からの

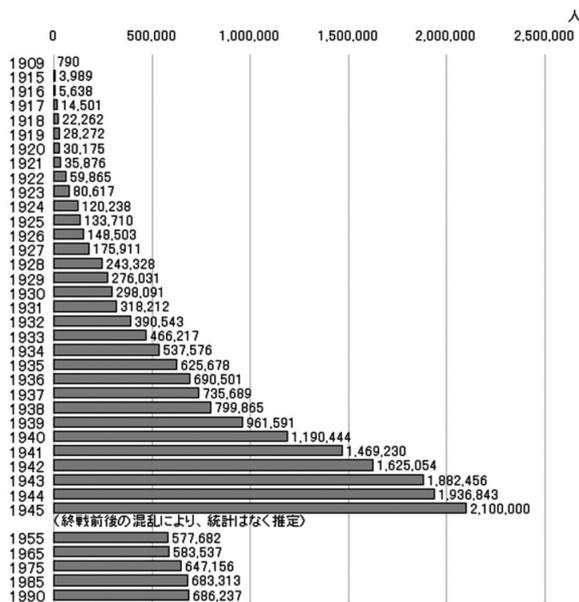
ゼミ生が「日本は侵略戦争をしたのではなく、アジアを欧米から解放した」と主張して我々をぞっとさせた (terrified) が、それは真実ではない・・・隣人との和解を実現することは難しく、いわんや隣国との和解を実現することはさらに困難なことである。アジアにはヨーロッパのような和解や統合が存在していない」と論じている。https://www.youtube.com/watch?v=gRonPhp7x8A

⁷⁰ Cecil John Rhodes（1853年－1902年）

当時610万人の人口の内、27万人と圧倒的少数の白人が一方向的に独立を宣言して白人支配を維持し、ガルトウングが構造的暴力として批判した⁷¹ものである。

朝鮮総督府の初期の政策は、武力を背景にして行われる政治手法の「武断政治」⁷²と呼ばれ、総督府による統治に反対する（非協力的朝鮮人による）政治活動や独立運動は禁止され、軍政のもと植民地統治の基礎が作られた。1919年に3.1独立運動が起こると、融和的な政治に転換されたが、皇民化教育が行われ、参政権も与えられなかった。

在日韓国人・朝鮮人人数の長期推移



(注)1909日本帝国年鑑、1915～1944内務省警保局統計、1955～梶村秀樹「朝鮮史」(資料)アジア文化社「アジアウェーブ」第29号(1995年6月)

1910年韓国「併合」以降、朝鮮半島からの移入数は増加の一途をたどり、在日朝鮮人人数は1924年に10万人を越え、1928年には20万人を越えた。背景としては、日米向け輸出を目指した産米増殖計画における構造変化の中で土地を失ったり、数年おきに起こる干害によって没落した農民が、農村を離れ、その一部が日本や満州へ流出したことがあげられる⁷³。

満州開拓の勢いは大きく、朝鮮人の日本への厳しい渡航規制もあって、1930年代には満州在住の朝鮮人の方が日本在住朝鮮人より多かった(表3参照)。

表3 戦前期における朝鮮人の移住・連行等

朝鮮から日本への労働力強制連行	100万人以上(1939～45年)(485万人—朝鮮国内への動員)		
軍属としての徴用	155,000人(中国、東南アジア、南洋諸島への動員、1941年～)		
	朝鮮への徴兵制は43年改正兵役法公布で1944年最初の徴兵検査206,057人		
軍需工場等への勤労働員	数十万人(12～40歳女性、1944年～)		
「軍慰安婦」として連行	数万人(日本、中国、東南アジア、太平洋諸島へ)		
満州への労働力移住・動員	開拓移民	17万人(朝鮮農民、1937～42年)	
	満州在住	1930年	600,000人
	朝鮮人人口	1936年	915,930人
		1943年	1,540,584人

出所:武田(2000年)

1937年の日中戦争開始以降、戦争の長期化にともなって日本国内の労働力が不足し、朝鮮国内及び日本への強制的な労働力動員体制が作られていった。日本へ連行された労働者は土木工事、炭鉱、鉱山に配置され、過酷な労働を強制された。姜在彦は、宇垣総督時代にその秘書役をしていた鎌田沢一郎が強制連行のやり方について、その著書『朝鮮新話』のなかで書かれていることを紹介している。「納得の上で応募させていたのでは、その予定数に仲々達しない。そこで群とか面(村:引用者註)とかの労務係が深夜や早暁、突然男子のある家の寝込みをおそい、或いは田畑で働いている最中に、トラックを廻して何気なくそれに乗せ、かくてそれらで集団を編成して、北海道や九州の炭鉱へ送り込みその責を果たすという乱暴なことをした」⁷⁴。逃亡者に対して見せしめのリンチが加えられた⁷⁵。

それまでの100万人に1939年～45年にさらに100万人が加えられて、終戦時には約210万人が日本に在住したと推定されている。終戦後は約130万人が半島へ引き揚げた。

嫌韓論者によって「朝鮮でも日本がやってきた行為がすべて悪であるかの様に言うのは間違っている。上下水道、電気、ガス、道路、鉄道網、電話など、インフラ整備のように良いことも沢山してきた」という言説がなされている。ソウルの城壁を壊そうが、景福宮⁷⁶の建物を壊し、光化門を移設して、そこに新しい朝鮮総督府の建物を建築しようが、慶州の古墳の一部を削って、道路を

⁷¹ ガルトウング(2017年) pp. 133-134.

⁷² 江戸時代初期の、初代将軍徳川家康から3代将軍徳川家光までが行った政治姿勢のことを指し、家光の時代には、取り潰される藩も多く、浪人が増えて社会問題化した。慶安の変(1651年)や承応の変(1652年)を機に、4代将軍徳川家綱が、文治政治への転換を進めた。

⁷³ 武田(2000年)

⁷⁴ 姜(1992年) p. 232.

⁷⁵ 同上。p. 233.

⁷⁶ 李成桂により1395年に置かれた朝鮮王朝(李氏朝鮮)の王宮。近代では、大日本帝国に「併合」された後に朝鮮総督府の庁舎が置かれた。韓国建国後は、敷地の一部に大統領官邸(青瓦台)が置かれている。

通そうと、お構いなしで、慶熙宮⁷⁷のように完全に破却された宮殿もあった⁷⁸。インフラを整備したのは、わずか35年間ではなく、永久的に大日本帝国が支配するために、必要であったからである。

朝鮮における経済開発は主として日本内地の工業化と食糧不足を補完する目的で行われた。水田は「併合」前の84万町歩⁷⁹が1920年は155万町歩になり、1928年には162万町歩となり、1942年には177万町歩となるとともに、面積あたりの収穫量も1910年の1反あたり0.796石から1937年には1.635石へと倍増した。このように農地が新たに開墾され、水利事業によって生産能率が向上したことにより、食糧生産は年々増加し、「併合」前の1909年には746万石であった収穫高は、1918年には1529万石と2倍以上に、更に1942年には2489万石になった。米の多くが日本に輸出されたため、朝鮮人1人当たりの米の消費量は1919年～1921年の平均0.68石(米1石は約150kg)に対して、1932年から1936年にかけては0.40石まで減少した⁸⁰。この状況を指して、姜は「飢餓輸出」と呼んでいる⁸¹。

日本窒素肥料(日窒・現在のチッソ:事業会社としてはJNC)を中心とする15大財閥の1つは、朝鮮半島北部の豊富な水資源、特に鴨緑江に注目して朝鮮へ進出することで、装置産業としての効率を上げることができ、第一次世界大戦の勃発により火薬の原料となる硫酸、チリ硝石の需要急増で大きな利益を得ることができた。また当時朝鮮総督の宇垣一成や軍関係者は朝鮮半島の軍事工業基地化を目指しており、日窒には好意的であり、様々な融資を引き出すことができた。更に水豊ダム建設などの巨大プロジェクトにおいては、満州国政府、朝鮮総督府との国策的な共同事業として事業資金についても便宜が図られるなどしたのである⁸²。

(2) 徴用工問題

サンフランシスコ平和条約第4条に基づき、朝鮮との請求権問題を解決するため1965年06月22日に日韓請求権協定が結ばれた。日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約と同時に締結された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定において大韓民国に1080億円の経済援助

金が提供された。

朝鮮は戦勝連合国ではないので、戦後処理の一環(終戦と共に終了した植民地支配に関する補償)ではあっても厳密な意味での「戦争賠償」とは見なされない。

韓国政府は日本との交渉で補償金を受けとった後に韓国政府が個別支給するとしていたが、韓国のインフラ整備や企業投資の元手として使った。韓国政府は1971年の対日民間請求権申告に関する法律及び1972年の対日民間請求権補償に関する法律(1982年廃止)によって、軍人・軍属・労務者として召集・徴集された者の遺族に個人補償金に充てた。しかし戦時徴兵補償金は死亡者一人あたりわずか30万ウォン(約2.24万円)であった⁸³。

個人補償の総額も約91億8000万ウォン(当時約58億円)と、無償協力金3億ドル(当時約1080億円)の5.4%に過ぎなかった。韓国政府は上記以外の資金の大部分は道路やダム・工場の建設などインフラの整備や企業への投資に使用し、そのため「漢江の奇跡」と呼ばれる経済発展をおこせた⁸⁴。

徴用工問題については、1965年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決しているとしてきたが、2018年10月、韓国の最高裁ににあたる大法院が個人の請求権は消滅していないとした。このため、日本政府は日韓関係の「法的基盤を根本から覆すもの」と強く反発している。

第二次世界大戦中、日本の統治下にあった朝鮮および中国において、日本企業の募集や徴用により労働した元労働者が、奴隷のように扱われたとし、現地の複数の日本企業を相手に多くの人が訴訟を起こしている。韓国で同様の訴訟が進行中の日本の企業は、三菱重工業、不二越、IHIなど70社を超える。

マス・メディアを通じて「韓国は国際協定を守る規律が緩いという」という嫌韓論が叫ばれているが、量的にも質的にも圧倒的にトランプ大統領の方が国際協定を守る規律は緩い。国際社会が反発する中、トランプ大統領が過去の政権が締結した環太平洋経済連携協定(TPP)、地球温暖化に関するパリ協定、NAFTA、イラン核合意、NATO、日米安全保障条約からの離脱や見直しを主張し離脱してきたように、国際的あるいは国内で締結・採択されてきた協定、条約や法律は、必要があれば、破棄、

⁷⁷ 現在の大韓民国ソウル特別市にある李氏朝鮮時代の宮殿で、1616年に建立された。100以上の建物があつたが、日本占領時代にはほぼ完全に破壊され、日本人学校の京城中学校が建てられ、解放後にソウル高等学校となり、1980年に慶熙宮が復元された。

⁷⁸ 田中(2005年) pp.207-214

⁷⁹ 長さの単位の間との区別のために町歩と呼ぶこともある。メートル条約加入後の1891年に、度量衡法により300,000アールを3,025町と定めた。1町は99.17355アール(0.99174ヘクタール、9,917.35537平方メートル)。

⁸⁰ 朝鮮總督府農林局(1935年)『米穀關係法規;朝鮮米穀要覽』pp.2-3, <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1337186>.

⁸¹ 姜前掲書 p.111.

⁸² 姜(1985年)

⁸³ 文(2005年) p.111

⁸⁴ <http://www.donga.com/List/article/all/20050119/285108/1/>

離脱、改正を希望することを妨げるものではない。問題は国際社会が受け入れざるをえない理由が提示されているかどうかである。

韓国大法院は「1965年に締結された日韓請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための交渉ではないため、日帝が犯した反人道的不法行為に対する個人の損害賠償請求権は依然として有効」とし、「消滅時効が過ぎて賠償責任はないという被告の主張は信義誠実の原則に反して認められない」と主張した。また、元徴用工が日本で起こした同趣の訴訟で敗訴確定判決が出たことに対しても、「日本の裁判所の判決は植民地支配が合法的だという認識を前提としたもので、強制動員自体を不法と見なす大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するため、その効力を承認することはできない」⁸⁵と主張した。

日本維新の会共同代表の橋下徹大阪市長（当時）は、徴用工問題では以下のように、日本企業に被害の事実があったならば、最悪の態度振る舞いであるとして、日本政府の対応を批判している。

徴用工問題の本質は、自国民をきちんと保護しなかった労働問題である。日韓関係における国と国、政府と政府の関係は、1965年の日韓請求権協定で解決した。本件はそれとは別に、日本企業の責任問題である。日本企業はどのような形で、労働者を働かせていたのか。2007年の日本の最高裁判決も、その他日本企業の責任を認めた下級審の裁判例も、この労働環境の酷さを指摘し、そして被害者である労働者に寄り添うような判決となっている。もちろん最終的には1965年日韓請求権協定のような平和条約（和解条約）が存在することから、被害労働者の賠償請求は排斥されたが、しかし被害労働者が被った苦痛に対しては、同情の念、いたわりの念を強く表出している・・・ここは当時、どのような悲惨な労働環境だったのかが問われる問題である。そして日本企業が違法な労働環境で労働者を働かせていたのであれば、企業として責任を負わなければならないことは当然のことである。当時は戦争状態だったから、というのは言い訳にはならない・・・僕は、弁護士としてこれまで無数の和解契約を締結してきた。和解契約後、被害者側が何らかの追加請求をする場合もある。和解によって消滅していない権利は請求できるという法理論がしっかりあるし、錯誤和解という理屈もある。ゆえに、その請求が最終的に認められるかどうかはともかく、加害者側が「和解契約が

あるんだから、グダグダ言うな！」と言ってきたら、「おいおいちょっと待てよ、それが加害者としての態度振る舞いか？」となる⁸⁶。

橋下の議論は、「自国民をきちんと保護しなかった労働問題である」としているため、韓国大法院が「1965年に締結された日韓請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための交渉ではないため、日帝が犯した反人道的不法行為に対する個人の損害賠償請求権は依然として有効」とする韓国大法院の判決と噛み合っているわけではない。朴正熙大統領が1965年に日本政府と締結した日韓請求権協定は、行政が締結した協定であり、韓国の司法が異なった判断を示すことはありえることである。国家権力を、立法・行政・司法のそれぞれ独立した機関に担当させ、相互に抑制・均衡をはかることによって、権力の乱用を防ぎ、国民の権利・自由を確保しようとする三権分離の原理があり、個人の人権を侵害し補償してこなかった朴軍事独裁政権の行政と司法は別である。したがって、日本政府が韓国の司法判断に異議を唱え変えさせようとするのは権力の乱用となる。

(3) 花岡銅山に強制連行された中国人徴用工虐殺

ブルマは、秋田県と同和鉱業の花岡銅山に強制連行された中国人徴用工虐殺について現地調査を行った。ブルマは、「戦時中の日本における強制労働の歴史の大半とともに、闇に葬られずにすんだのは一同和鉱業の下請けの鹿島組の従業員が中国人を虐待した証拠を隠滅するために、集団墓地を掘り返しているところを、アメリカの占領当局に見つかったからだった」⁸⁷ことを指摘している。その結果、日本で唯一の民間企業を被告とする戦争犯罪裁判が開かれることになった。連合軍法廷は1948年に横浜で開かれ、鹿島組の現地従業員8人が絞首刑を含む有罪判決を受けた。8人はいずれも小者で、全員が1956年に釈放されている。その数年前には、職掌上、戦時中の強制労働の最高責任者だった岸信介⁸⁸も釈放されている。

1945年6月30日に秋田県花岡銅山で、強制連行されていた中国人労働者800人以上が山に逃げ込んだが、竹槍や棍棒で武装した農民や商店主が中心になった警防団が警察と協力して山狩りをした。「捕まった中国人たちは、町の集会所前の庭まで行進させられ、半裸で後ろ手に縛られ、正座させられて、3日3晩食も水も与えられなかった・・・50人前後が集会所内で拷問されて死んだ。両手の親指だけで天井から吊り下げられたままムチ

⁸⁵ <https://japanese.joins.com/JArticle/152640>

⁸⁶ <https://president.jp/articles/-/26910?page=3>

⁸⁷ ブルマ（1994年）p. 346.

⁸⁸ 東條内閣での岸信介商工大臣であり、極東国際軍事裁判ではA級戦犯被疑者として3年半拘留されていた。

打たれた人もいた。無理矢理、水を注がれたあげく、腹を踏まれた人もいた。教師たちは生徒にチャンコロに唾を吐け、と命じた。これで叩いてやれと、と棒を配った・・・青年団の10代の少年たちが中国人数人を殴り殺している』⁸⁹という人種差別に囚われ残酷に虐殺したのである。

中国人たちが秋田県花岡に強制連行されてきたのは1944年のことだった。帝国陸軍は、捕虜や強制連行した民間人を日本の企業に労働力として提供して、金銭的見返りを得ていた。「真冬というのに、川に堰を作って流れを変える工事に駆り出されたこともあった。秋田県が深い雪に埋もれる冬のあいだも、着る物は薄いボロだけだった。食事は水のような粥が1日1碗と、腐ったリンゴの皮・・・農民と捕虜を中心とする中国人986人のうち、568人が戦後まで生き延びた』⁹⁰と、シベリア抑留さながらの扱ひであった。

ブルマは、「戦時中に日本に強制連行された人は約4万人。約7千人が死亡した・・・当時の日本には朝鮮人も約200万人住んでいたが、朝鮮は日本の属国とみなされていたから、中国人より待遇がいいとまでは言えないまでも、立場は違っていた。在日朝鮮人の半数近くは、戦時中に意志に反して徴用された労働者で、酷使される例も多かった』⁹¹と論じている。花岡事件はまったくの偶然によって、詳細が知られる唯一の事例となったが、残酷な虐待事件は無数にあったと思われる。

花岡事件の中国人生存者のうち数人は、戦後も日本に残った。その1人は1972年に自殺した。ブルマは、「日本は戦時中に起きたことに責任はなく、従って中国人犠牲者に金銭的補償をする義務もない、という日本政府との合意に周恩来が署名をした時のことだった。しかも中国政府は数年前まで、中国人生存者がこの件で騒ぎを起こすのを事実上禁止してきた。中国は日本からの低利融資を必要としていたのだ』⁹²と、中国政府によって強制連行された徴用工の日本からの補償の望みが絶たれたことを批判している。

不幸中の幸いとして、情報は残った。この事件も隠蔽されてしまっていたら、日本人が朝鮮人や中国人を人間以下の存在として扱ったこと、日本政府や中国政府が植民地支配による犠牲者の補償に取り組んでこなかったこと、真実を認め犠牲者の尊厳を回復することを疎かにしてきたことも闇に葬り去られ、再び同じ過ちを繰り返すことになるのである。

(4) 慰安婦問題

慰安婦問題は、韓国挺身隊問題対策協議会などが主張する慰安婦が強制連行されたという主張について、韓国政府が日本政府に真相の究明を求めた。1993年の宮沢喜一内閣の河野洋平官房長官が、慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話として「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった』⁹³ことを発表した。

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題についての本格的調査を行い、1992年7月6日、93年8月4日にそれぞれ調査結果を発表した。調査対象は国外に広げられた。その後の発見を含め、各省庁や米国国立公文書館などから260件をこえる資料が発見され、この問題を歴史の教訓として長く記憶にとどめるため、公表されたこれらの資料の復刻版を編集し、『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』（全5巻、龍溪書舎出版）として刊行した。

慰安所はアジア全域に広がり、1942年9月3日の陸軍省恩賞課長の報告では、「将校以下の慰安施設を次の通り作りたり。北支100ヶ、中支140、南支40、南方100、南海10、樺太10、計400ヶ所』⁹⁴とある。吉見義明によれば、慰安婦数は20万人であった⁹⁵。

支那派遣軍総司令官に就任した岡村寧次大将自ら、以下のように、軍当局の要請により設営された経緯について河野談話を裏付ける資料を残している。

昔の戦役時代には慰安婦などは無かったものである。斯く申す私は恥かしながら慰安婦案の創設者である。昭和七年の上海事変のとき二、三の強姦罪が発生したので、派遣軍参謀副長であった私は、同地海軍に倣い、長崎県知事に要請して慰安婦団を招き、その後全く強姦罪が止んだので喜んだものである。現在の各兵団は、殆んどみな慰安婦団を随行し、兵站の一分隊となっている有様である。第六師団の如きは慰安婦団を同行しながら、強姦罪は跡を絶たない有様である⁹⁶。

日中戦争開始の1937年7月から1939年末までの間に、軍法会議で強姦致死罪の有罪判決を受けた日本軍将兵の

⁸⁹ ブルマ前掲書。pp. 345-346。

⁹⁰ 同上。p. 346。

⁹¹ 同上。

⁹² 同上。pp. 347-348。

⁹³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

⁹⁴ <http://awf.or.jp/1/facts-07.html>

⁹⁵ 吉見（1995年）参照。

⁹⁶ 稲葉編（1970年）pp. 302-303。

数が732人に上り⁹⁷、占領地で頻発した中国人女性に対する日本軍将兵によるレイプによって、中国人の反日感情がさらに強まることを恐れて、防止策をとらねばならなかったことを物語っている。

慰安婦の年齢を示す資料：イロイロ兵站支部医務室「検ばい成績ニ関スル件」1942年6月23日

出所：(財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 c) p.58, 59.

朝鮮でも、業者らが甘言を弄し、あるいは畏怖させるなど、本人の意向に反して集めるケースがあったことも確認されている。さらに、官憲等が直接これに加担するケースも見られた。朝鮮からは、内地では禁じられていた21歳以下の女性が多く連れて行かれたことが知られています。中には16、7歳の少女も含まれていた⁹⁸ (慰安婦の年齢を示す資料参照)。

1941年12月8日、太平洋戦争がはじまると、日本軍はシンガポール、フィリピン、ビルマ、インドネシアに侵攻した。南方に占領地が拡大していくとともに、そこにも軍慰安所が設置された。この新しい局面での南方占領地の慰安所への女性の確保については、決定的な転換が起こった。1942年1月14日付けの外務大臣の回答によると、「此ノ種渡航者ニ対シテハ {旅券ヲ発給スルコトハ面白カラザルニ付} 軍ノ証明書ニ依リ {軍用船ニテ} 渡航セシメラレ度シ」⁹⁹とある。外務省も、内務省と警察も関わらないところで、南方占領地への慰安婦の派遣は完全に軍が直接掌握することになったのである。

⁹⁷ (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 b) p. 49, 50, 53.

⁹⁸ (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 c) p. 58, 59.

米戦時情報局心理作戦班報告書49号によれば、1942年5月にビルマにおける「慰安サービス」のための女性を募集するために、京城（現在のソウル、以下同じ）の陸軍司令部が業者を選定して打診したのに業者が応じている。最終的にこのとき朝鮮から出発した朝鮮人女性は703名であった。朝鮮軍は業者を選定し、募集を行わせた。京城で料理店を経営していた朝鮮人夫婦が憲兵司令部の打診に応じて、この仕事を引き受け、20人の朝鮮人女性を勧誘した事例が知られている。彼らは両親に「300円から1000円を払って、買い取った」、娘達は彼らの「単独の財産」になったと言っているが、これは前渡し金で縛ったということである。女性たちの述べたところでは、募集時の年齢は17歳1名、18歳3名、19歳7名、20歳が1名、23歳以上が8名、つまり20人中の12名が21歳未満である。1938年に日本国内での募集に際して警保局がつけた条件が守られていないことは明らかであった。

米戦時情報局心理作戦班報告書49号

203

UNITED STATES OFFICE OF WAR INFORMATION
Psychological Warfare Team
Attached to U.S. Army Forces India-Burma Theater.
APO 689

Japanese Prisoner of War Interrogation Report No. 49.	Place interrogated; Date of Report:	Lido Stochado Aug. 20 - Sept. 10, 1944 October 1, 1944
	By:	7/3 Alex Terichi

Prisoners: 20 Korean Comfort Girls
Date of Capture: August 10, 1944
Date of Arrival at Stochado: August 15, 1944

SECRET

PREFACE:

This report is based on the information obtained from the interrogation of twenty Korean "comfort girls" and two Japanese civilians captured around the tenth of August, 1944 in the mop-up operations after the fall of Myittha in Burma.

The report shows how the Japanese recruited these Korean "comfort girls", the conditions under which they lived and worked, their relations with and reaction to the Japanese soldier, and their understanding of the military situation.

A "comfort girl" is nothing more than a prostitute or "professional army follower" attached to the Japanese Army for the benefit of the soldiers. The word "comfort girl" is peculiar to the Japanese. Other reports show the "comfort girls" have been found wherever it was necessary for the Japanese Army to fight. This report however deals only with the Korean "comfort girls" recruited by the Japanese and attached to their Army in Burma. The Japanese are reported to have shipped some 703 of these girls to Burma in 1942.

RECRUITING:

No. 49 Early in May of 1942 Japanese agents arrived in Korea for the purpose of enlisting Korean girls for "comfort service" in newly conquered Japanese territories in Southeast Asia. The nature of this "service" was not specified but it was assumed to be very connected with visiting the wounded in hospitals, rolling bandages, and generally making the soldiers happy. The inducement used by these agents was plenty of money, an opportunity to pay off the family debts, easy work, and the prospect of a new life in a new land - Singapore. On the basis of these false representations many girls enlisted for overseas duty and were rewarded with an advance of a few hundred yen.

The majority of the girls were ignorant and uneducated, although a few had been connected with "oldest profession on earth" before. The contract they signed bound them to Army regulations and to work for the "house master" for a period of from six months to a year depending on the family debt for which they were advanced.

SECRET

出所：(財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 b) p.203.

⁹⁹ (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 b) pp. 203, 204.

「この『役務』の性格は明示されなかったが、病院に傷病兵を見舞い、包帯をまいてやり、一般に兵士たちを幸福にしてやることにかかわる仕事だとうけとられた。これらの業者たちがもちいた勧誘の説明は多くの金銭が手に入り、家族の負債を返済する好機だとか、楽な仕事だし、新しい土地シンガポールで新しい生活の見込みがあるなどであった。このような偽りの説明に基づいて、多くの娘たちが海外の仕事に応募し、数百円の前渡し金を受け取った」¹⁰⁰。これは業者に欺かれたものであり、本人の意志に反して集められた事例にあたる。

極東国際軍事裁判（いわゆる東京裁判）の判決は、「桂林を占領している間、日本軍は強姦と掠奪のようなあらゆる種類の残虐行為を犯した。工場を設立するという口実で、かれらは女工を募集した。こうして募集された婦女子に、日本軍隊のために醜業を強制した」¹⁰¹と認定している。

収容所のオランダ人を強制的に慰安所に連行していった日本軍将校たちはBC級戦犯裁判で裁かれた。1948年2月14日バタビヤ臨時軍法会議はスマラン慰安婦事件の被告13人のうち、岡田陸軍少佐に対して死刑、11人に最高20年、最低2年の禁固刑を言い渡した¹⁰²。

オランダ政府は1993年に「日本占領下オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府所蔵文書調査報告」を出している。それによると、「日本軍の慰安所で働いていたオランダ人女性は200人から300人に上るが、うち65人は売春を確実に強制された」¹⁰³。

1990年代の終わりに「女性のためのアジア平和国民基金」によって日本軍強制売春の被害者でなお存命のオランダ人女性たちを対象にして、金銭的補償を受けられるように始められた「生活改善事業」のオランダ代表であったマルゲリート・ハーマーは、強制的に慰安婦にさせられたオランダ人女性たちの声を伝えている。

インドネシアでは、収容所に入れられていたオランダ人女性を連れ出して慰安所に送りこむことが行われた。「これから煙草製造会社で働くんだ・・・日本兵たちは少女たちを力づくで引っぱっていった。人だからできると、彼らは銃で威嚇しはじめた。少女たちはトラックでスマランへ連れていかれた・・・日本人の将校が彼女たちになにかの書類に署名させようとしたが、全部日本語で書いてあり、彼女たちには読めなかった。署名を拒

もうとすると力づくでさせられた・・・その書類には「自由意思でやります」ということが書いてあったらしいとあとでわかった」¹⁰⁴と強制的に連行されていた。スマランでのケースは戦犯裁判で裁かれ、1人の日本人将校が処刑されている。

法的補償を求めて日本の裁判所で起こした訴訟の敗訴理由は、サンフランシスコ講和条約とその後結ばれた「オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日蘭議定書」で決着済みであるとされていた。ハーマーは、「1993年になるまで、日本政府は日本軍による強制売春が実際にあったことを認めようとしませんでした。しかしその後の調査の結果、売春が強制されていたことが明らかになりました。だとすればなぜ、それまで一貫して否定されつづけてきたことがサンフランシスコ講和条約やその二国間協定によってすでに決着済みと言えるのか、私には不思議でなりません。日本政府が日本軍強制売春の歴史性をたびたび否定するので、この女性たちは深く傷つきました」¹⁰⁵と批判している。

さらにフィリピンとインドネシアなどでは、地元の女性も慰安婦とされた。インドネシアでは、推定で3万人の現地人女性が日本軍売春宿で強制的に使役された¹⁰⁶。都市部や軍の駐屯地につくられた業者が経営する慰安所に送り込まれ、慰安婦とされた人々のほかに、東南アジアでも、前線の部隊が、農村部の女性たちをレイプして、部隊の宿舎に連行し、屋内に一定期間監禁して、レイプをつづけるケースがあったことが確認されている。もっともはげしい暴力にさらされたこの被害者たちも慰安婦被害者と考えることができません。フィリピンではとくにこの形態がひろくみられた¹⁰⁷。

オランダ政府の報告書によれば、インドネシアのスマランおよびプロラでの軍による略取（監禁・レイプ）によりオランダ人女性を慰安所に入れたほか、1944年1月のマゲラン事件、同年4月のスマラン・フロレス事件、1943年8月のシトボンド事件など8件の軍・官憲による略取（未遂を含む）が挙げられている¹⁰⁸。1992年に、当時日本軍に暴行されたと名乗り出たオランダ人女性ジャン・ラフ・オハーンは「慰安婦」という言葉は侮蔑であり、自身を「戦時強姦の被害者であり、日本帝国軍の奴隷として強制徴集（conscripted）された」と訴えた¹⁰⁹。

また、白人女性ではなく、インドネシア人女性の軍・官憲による略取については、アンボン島で、海軍が「慰

¹⁰⁰ (財)女性のためのアジア平和国民基金編(1997年b)p. 203.

¹⁰¹ 極東国際軍事裁判所編(1968年)

¹⁰² <http://awf.or.jp/1/netherlands.html>

¹⁰³ van Poelgeest, Bart (1994) p. 2.

¹⁰⁴ ハーマー(2013年) pp. 34-39.

¹⁰⁵ 同上. p. 5.

¹⁰⁶ 同上. p. 19.

¹⁰⁷ <http://awf.or.jp/1/facts-06.html>

¹⁰⁸ 「日本占領下オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府所蔵文書調査報告」1994年1月、梶村太郎ほか編『「慰安婦」強制連行』(金曜日, 2008年)に収録

¹⁰⁹ Chunghee (2009), pp71-72

安婦狩り」を行ったという元主計将校、坂部康正さんの証言、サパロワ島で民政警察が強制的に連行したという禾晴道さんの証言、モア島で地元の女性を強制的に慰安所に入れたという、極東国際軍事裁判の証拠記録（オハラ・セイダイ陸軍中尉の証言）などがある¹¹⁰。

吉見義明は「強制性」について、「1910年に日本が締結していた『婦女売買に関する国際条約』の第2条の「詐欺・暴行・脅迫・権力乱用などにその他一切の強制手段」および、戦前の刑法第33章『略取及び誘拐の罪』の第226条の「国外移送目的略奪罪」「国外移送目的誘拐罪」「国外移送目的人身売買罪」「国外移送罪」4つの犯罪に違反する行為¹¹¹と定義しており、具体例として「騙されて連れていかれ、暴行と強姦を受けた」は詐欺による強制であり、「その後も拘束され自由を奪われるならそれも強制である¹¹²と述べている。さらに、自由意志で慰安婦となった女性についても、職業選択の自由があれば慰安婦となる者はいないとし、貧困や失業、植民地支配といった強制の結果だと主張をしている¹¹³。

吉見は、東京高裁判決も追認しているとして『慰安婦は、居住の自由、外出の自由、廃業の自由(自由廃業)、拒否する自由がない性奴隷制である』¹¹⁴と定義している。

「国連人権委員会の特別報告者であるラディカ・クマラスワミによる「人権委員会決議1994/45にもとづく『女性への暴力に関する特別報告者』による戦時の軍事的性奴隷制問題に関する報告書」（1996年、以下「クマラスワミ報告書」という）は、慰安婦の存在は「軍性奴隷制」の事例であるという認定の下、日本政府が国際人道法の違反につき法的責任を負っていると主張した。もっとも、日本政府が道義的な責任を認めたことを「歓迎すべき端緒」とし、女性のためのアジア平和国民基金¹¹⁵を設置したことを「日本政府の道義的配慮の表現」だと評価している。しかし、これによって政府は「国際公法下で行われる『慰安婦』の法的請求を免れるものではない」とも強調している。日本政府は法的責任を認め、補償を行い、資料を公開し、謝罪し、歴史教育を考え、

責任者を可能な限り処罰すべきだというのが同報告書の勧告であった¹¹⁶。

また、国連人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会の特別報告者であるゲイ・J・マクドゥーガルによる最終報告書「武力紛争時における組織的強姦、性奴隷及び奴隷類似慣行」（1998年、以下「マクドゥーガル報告書」という）も旧日本軍の慰安所の強制的売春を強姦と、従軍慰安婦を事実上の奴隷であると論じている¹¹⁷。

1995年の村山富市首相による閣議決定を経た村山談話で、「国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました・・・痛切な反省の意を表し、心からのおわびの気持ちを表明いたします¹¹⁸と初めて日本政府の公式見解が述べられた。

戦後60年経った2005年には、小泉純一郎首相により、村山談話に基づき、それを継承・発展させた小泉談話が発表された。

安倍は2007年3月5日の参議院予算委員会で、小川敏夫から河野談話についてどう考えるかとの質問に「基本的に継承していく」としつつ、「狭義の意味における強制性について言えば、これはそれを裏付ける証言はなかった」、「官憲が家に押し入って行って人を人さらいのごとく連れて行くという、そういう強制性はなかった¹¹⁹とした。

日本維新の会の橋下徹は、「慰安婦が軍に暴行、脅迫を受けて連れてこられた証拠はない¹²⁰、「欧米諸国が自由恋愛の名の下に、現地的女性を使っていたのも事実だ。日本だけを不当に侮辱している¹²¹と述べた。自民党の野田聖子総務会長は橋下の発言について、記者会見で「論外だ。男性の矜持(きょうじ)はどこに行ったのか。コメントしようがない発言だ¹²²とあきれた。

2014年9月、自民党の国際情報検討委員会は「いわゆる慰安婦の『強制連行』は否定され、性的虐待も否定された」とする決議を採択した¹²³。

米議会調査局のスタッフとして下院決議に関与した東

¹¹⁰ 海軍経理学校補修学生第10期文集刊行委員会編（1983年）『滄溟』、禾晴道『海軍特別警察隊』（1975年）、内海愛子ほか編（2011年）『東京裁判——性暴力関係資料』

¹¹¹ 吉見（2010年）pp.11-14.

¹¹² 俵（1997年）p365.

¹¹³ 吉見（1995年）p.103

¹¹⁴ <http://www.ajwrc.org/doc/yoshimi-situmonjoh.pdf>

¹¹⁵ 元「慰安婦」に対する補償（償い事業）、および女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決を目的として1995年7月に設立された財団法人。『「慰安婦」問題調査報告・1999』や、慰安婦関係政府公文書を集積した資料集を出版。また、大韓民国・台湾・フィリピン等の元慰安婦だという女性に、日本国民から集めた「償い金」をこの時の総理小泉純一郎の手紙と共に届けた。

¹¹⁶ Coomaraswamy（1996）

¹¹⁷ McDougall（1998）

¹¹⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofa/press/danwa/07/dmu0815.html>

¹¹⁹ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/166/0014/16603050014003.pdf>

¹²⁰ <https://web.archive.org/web/20141026072906/http://www.47news.jp/CN/201209/CN2012092501000403.html>

¹²¹ <https://web.archive.org/web/20130716041753/http://www.47news.jp/CN/201305/CN2013051501001369.html>

¹²² <https://www.sankei.com/politics/news/130514/pl1305140015-n1.html>

¹²³ <https://web.archive.org/web/20140926012859/https://www.tbsradio.jp/ss954/20140919ketsugi.pdf>

アジア専門家のラリー・ニクシュ（韓米研究所（ICAS）上級研究員）は、吉田証言¹²⁴を虚偽と認めつつも「吉田証言が慰安婦問題の国際世論に影響を与えた決定的な要素だったという主張は、ほとんど正当化されない。歴史修正主義者は、河野談話を攻撃し、慰安婦の強制的な募集がなかったと主張するために、吉田証言のウソを利用している。国際世論には、吉田証言をはるかにしのぐ複合的な証拠が影響している」と発言している¹²⁵。

今田真人は、国会図書館で吉田証言を裏付ける極秘資料を発見し公表した。また、済州島での慰安婦強制連行を目撃したという証人も現れたとしている。今田は新発見の極秘史料の写真とともに『「吉田証言」は本当だった公文書の発見と目撃証人の登場』を執筆し公表した¹²⁶。

上述したように、女性のためのアジア平和国民基金編の『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成①-⑤』によっても、強制性は立証されている。しかし、これらの資料は、特高警察の焼却廃棄を免れたほんの一部の資料である。特高は日本版ゲシュタポと言われていたが、鹿児島県の特高課長などを務めた奥野誠亮¹²⁷は、長崎への原爆投下がされた翌朝に、内務省が各省庁の官房長を集めて会議を開いたが、当時、同省地方局戦時業務課の事務官をしており、ポツダム宣言に「戦争犯罪人は処罰する」（第10条）と書かれていたため、戦犯を出さないように公文書の焼却（＝証拠隠滅）を提案した¹²⁸。女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）の初代理事長を務めた原文兵衛¹²⁹も、鹿児島県の特高課長で奥野の先輩にあたる¹³⁰。

1939年4月当時の「特高警察例規集」という文書がある。国立公文書館所蔵で、戦後、米国から返還された。特高警察の資料は、日本の敗戦直前、奥野や原など、内務省幹部らによって焼却を指示されたが、それでも米軍が占領時に押収した一部が残っている。この「特高警察例規集」に「特別高等警察執務心得」がある。全部で102条のうち、第70条から85条が朝鮮人に関するものである。第70条「在住朝鮮人ニ付テハ其ノ居住地所轄



ノ庁府県ニ於テ成ルベク名簿ヲ作成」云々。特高はすべての在日朝鮮人を監視していた。「特別高等警察執務心得」の第77条はいう。「外地若ハ海外ト内地トノ間ヲ往来スル朝鮮人（台湾人）ニ対シテハ特ニ注意ヲ払イ・・・、厳密ナル検索ヲ励行」云々。「特別高等警察執務心得」の第81条には「海外其ノ他ヨリ・・・内地に潜入スル（朝鮮人ノ）・・・接客業者等ニ対スル臨検ノ執行等・・・厳重ナル査察警戒ヲ行フ」とある。「発見逮捕」はするが、「慰安婦」徴集のためなら釈放したことは、政府公表資料でよく知られている。「特別高等警察執務心得」第86条以降は、各県の特高が内務省本省に上げる報告の書式だ。そのうち、第7号様式「内地出入朝鮮人職業別調」の一番左の欄に「接客業者」がある。「接客業者」には別の書式に男女の区別があり、「慰安婦」用の女性も含まれていたであろう。「特別高等警察執務心得」に掲載された第18号様式「朝鮮人（台湾人）職業別調」（半年毎の報告）。2枚目に「接客業者」があり、男女それぞれの人数を書き込むようになっている。先の第7号様式と合わせ考えれば、「接客業者」に女性も入っていたことになる。朝鮮人男女の出入国統計を定期報告できたのは「特別高等警察執務心得」第70条に定められた名簿があったからだ。「慰安婦」名簿の焼却を命じた奥野、原などの内務官僚の罪は大きい¹³¹。

日本政府ではなくアジア女性基金を通じて慰安婦に補償金を支払う方式については、各国で対応が分かれた。1992年、台湾の立法院（国会に相当）、外交部、内政部、中央研究院、台北市婦女救援福利事業基金会（略称：「婦援会」）は「『慰安婦』問題対処委員会」を発足させ、この問題の調査を開始した。同委員会の委託によりこの「婦援会」は、1)慰安婦の認定作業、2)個人情報の管理、3)当局からの生活支援金の給付代行など、台湾の慰安婦問題対応の核となる作業を一手に担うこととなった。これが他の国とは大きく異なっていた点で、「婦援会」は日本の国家賠償を求め、アジア女性基金に対し強い反対の立場をとっていたため、被害者の方々にあたえる影響もまた、少なからぬものがあった¹³²。

強制連行され慰安婦にされたフィリピンの女性たちは、「フィリピンで日本軍の指揮官が部下の兵士たちとトラックでやってきて、夫と2人の子供と暮らしていた当時23才の女性に、「自分（日本軍の指揮官）の慰安婦

¹²⁴ 1982年以降、吉田清治が戦時中に済州島などで若い朝鮮人女性を軍令で捕獲・拉致し強制連行したと著書や新聞などで語っていたが、「回想には日時や場所を変えた場合もある」と発言し、虚偽と判断された。

¹²⁵ 毎日新聞（2014年10月11日）、2015年2月28日閲覧。

¹²⁶ 前田（編）（2016年）、今田（2018年）参照。

¹²⁷ （1913年－2016年）国土庁長官、法務大臣、文部大臣。みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会初代会長。

¹²⁸ 戦後70年 あの夏 占領前文書焼却を指示…元法相 奥野誠亮さん、読売新聞2015年8月10日

¹²⁹ （1913年－1999年）内務官僚、参議院議長、環境庁長官。

¹³⁰ 1941年7月15日当時の「鹿児島県職員録」、国会図書館所蔵

¹³¹ 今田（2018年）pp. 40-50.

¹³² <http://www.awf.or.jp/3/taiwan.html>

になれ」と無理やり連行され、抵抗すると革張りの鉄製の杖で右足を殴られ自由に歩けなくなった・・・慰安婦にされた時はまだ14歳だった・・・補償金は日本政府からではなく、日本の市民からのものと聞いているが、日本政府に過ちを認めてほしい¹³³と訴えている。

2015年12月の日韓外相会談で日韓間の慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を確認したと安倍政権と朴槿恵政権との間で合意がなされたが、2018年11月、文在寅政権は「和解・癒やし財団」の解散を発表した。

元「慰安婦」に対する補償問題において、「女性のためのアジア平和国民基金」による事業が、日本政府の責任を隠蔽するものであるとして、かえって韓国側の強い反発を招く結果となったことは、その一例である。これに対して、韓国の激烈な「反日」民族主義に当惑する日本国内ではメディアによって「嫌韓論」が煽られている。

(5) 欧米諸国の捕虜に対する日本軍の虐待・残虐行為

欧米諸国の捕虜に対する日本軍の虐待・残虐行為としては、イギリス軍およびオーストラリア軍のBC級戦犯裁判に付されたが、和解が実現されてきているとはいえない。

泰緬鉄道建設のための強制労働¹³⁴で、戦後、捕虜虐待の責任と、軍作戦のための鉄道建設に捕虜を使用したという戦争法規違反により、日本軍の泰緬鉄道および泰俘虜収容所の関係者多数が起訴され、イギリス軍およびオーストラリア軍のBC級戦犯裁判に付された。険しい山岳地帯でありコレラなど伝染病の多発地帯でもあるタイ・ビルマ国境で、日本軍は、アジア人労働者が約20万人～30万人、連合軍の捕虜約6万2千人～6万5千人を動員し、約1万6千人の連合軍の捕虜が、飢餓と疾病と虐待のために死亡した。アジア人労働者の死亡数は、裁判で争われていないため明確ではないが、約4万人～7万人と推定されている。

ドイツ軍の捕虜となった英米軍将兵の死亡率が4%であるのに対して、日本軍の捕虜となった英米軍捕虜の死亡率は27%¹³⁵にも達しており、この数字はシベリア抑留の犠牲者に関するソ連側の公式発表（死亡率8.4%）をはるかに上回る。

田中利幸は、捕虜虐待に始まり、虐殺、強姦、そしてついに人肉食に至る日本軍の狂気について、オーストラ

リア国立公文書館・戦争博物館での封印を解かれた史料に拠って事実を掘り起こし、集団狂気の日常化を生んだ原因を追究している。ボルネオ島サンダカン捕虜収容所に収容されたオーストラリア軍、イギリス軍将兵は、1943年9月の時点で約2500名いた捕虜のうち、戦後まで生き延びたのがわずか6名（生存率0.24%）で、これは「絶滅収容所」と言わざるをえない。

極東裁判の被告選定過程で、オーストラリアだけが正式に天皇を被告とするよう提案したが、日本の戦犯裁判で、終始最も厳しい態度をとり続けたオーストラリアには、このような戦時体験があったのである。

サンダカン収容所では、ジャングルに逃げ込んで運良く連合軍に救助された6名だけが生き延びることができた。6名の生存者の1人は、台湾から徴用された軍属だった監視員の1人が英語がかなり堪能で、「捕虜全員処分の計画があるためできるだけ早く逃亡するように」と忠告し、逃亡を実行している。責任を負うべきは地理や風土についてのろくな情報もないまま作戦を立て、部隊をジャングルに置き去りにした軍中央であろう。なにしろ東部ニューギニア作戦に投入された日本軍15万以上の敗戦時の生存者はわずか6%にすぎなかった¹³⁶。

2014年10月29日に皇居で開かれた宮中晩餐会では、オランダのアレクサンダー国王が大戦中に日本軍がオランダ植民地のインドネシアに侵攻し、自国の兵士らが抑留された過去に言及した。「先祖が残した誇らしい歴史もつらい歴史も全て継承すべきだ。第2次世界大戦当時、オランダの民間人と兵士が体験したことを忘れずにいる。忘れることもできない」、「戦争の傷跡は今も多くの人々の人生に影を落としており、犠牲者の悲しみは今も続いている。捕虜として労働を強制され、プライドを傷つけられた記憶が多くの人々の生活に傷として残っている」と訴えた¹³⁷。

(6) シンガポール華僑虐殺

1942年2月15日、イギリス軍が日本軍の第25軍に降伏し、日本軍はシンガポールを占領した。「昭南港ノ華僑ハ、今ニ至ル迄重慶政権ノ宣伝ニ誤ラレ、英国ト協力シ重慶政権ニ対シ政治経済上ノ援助ヲ続ケ来レリ。即チ或ハ義勇軍ヲ編成シテ英軍ニ参加シ……此等反逆ノ華僑ヲ掃蕩シ治安ヲ確立シ、以テ民衆ノ安泰ヲ図ルハ、現下

¹³³ 慰安婦問題とアジア女性基金のホームページからダウンロードして女性のためのアジア平和国民基金が作成されたビデオで強制連行され慰安婦にされたフィリピンの女性たちの証言を観ることができる。http://awf.or.jp/6/15-1.html

¹³⁴ 1942年から1943年にかけて、タイ（泰）のノンブレードックからビルマ（緬甸）のタムビザヤ間約415kmで、日本軍は、ビルマに対する陸上補給路を確保して泰緬両国間の交易交通路を開拓し、ビルマ経由の援蒋ルートを遮断

し、インパール作戦を成功させるため、軍用鉄道を建設した。出所：東京裁判ハンドブック編集委員会編（1989年）p. 117。

¹³⁵ 吉田（1997年）pp. 98-99.

¹³⁶ 田中（1993年）参照。

¹³⁷ https://www.royal-house.nl/documents/speeches/2014/10/29/speech-by-his-majesty-the-king-at-the-state-banquet-on-the-occasion-of-the-state-visit-to-their-majesty

最モ喫緊ノコトナリ……」¹³⁸。この声明に表れているように、華人の大粛正の目的は、重慶政権への援助の阻止であった。つまり、長期化・泥沼化している中国との戦争に苛立った大本営が、シンガポール占領を機に「援蒋禁絶」「抗戦力の滅殺」の方針のもとに、計画的に行った占領政策であった。現地司令官の山下奉文も、この大本営の命令を遂行したに過ぎないのである。

「アヘン麻薬貿易組織」「抗日分子」の選別は、事前に取り決めた名簿に照合する方法で厳密に行われていたわけではなく、辻参謀が現場を訪れて「シンガポールの人口を半分にするつもりでやれ」と指示を飛ばすなど、粛清する人数そのものが目的化されていたため、外見や人相からそれらしい人物を適当に選び出していた¹³⁹。このため、多数の無関係のシンガポール華僑が殺害された¹⁴⁰。

シンガポール裁判に提出された証拠書類の中で、同盟通信の記者で第25軍のマレー作戦に従軍していた菱刈隆文は、1942年2月16日にシンガポール入りしてから2.3日後に、杉田参謀が、第25軍参謀作戦部（辻中佐、林少佐）の計画で抗日分子の容疑で5万人の中国人が殺されることになっていると話し、後に5万人を殺害することは不可能だと分かったが約半数は処刑したと話したこと、その約1ヵ月後に林参謀からも5万人を殺害する計画だったが約半数を殺害したときに作戦停止命令が出されたとの話を聞いたことを陳述している¹⁴¹。

タナメラ海岸（現在は海岸の拡張でチャンギ国際空港の下になる）に、ある政府官吏の1人は120人の人々と一緒に連行された。また、別の官吏は、トラック20台ぐらいでまとまって連行された。この彼らは、いずれも波打ち際で機関銃で撃たれ、倒れた者は銃剣でトドメをさされた。ここでは、およそ千人が殺されたという。セントーサ島北端のコンノート要塞（現ゴルフ場下）では、ここを警備していた義勇軍兵士が、沖合から機関銃の音がするのを聞いた。それによると、ランチの上から水中に向かい機関銃が撃たれ、銃声は毎日2回～4回、これが2～3日も続いていたという。この他では、ブキ・ティマ・ロード沿い、ベドック海岸、ボンゴール海岸など、島内の15カ所で大虐殺が行われたのだ¹⁴²。

シンガポール初代首相リー・クアンユー¹⁴³は、マレー半島作戦を計画した辻政信大佐による反逆者一掃作戦から、運転手の機転でかろうじて難を逃れたのである。リー・クアンユーは、日本の戦後のあり方をも痛烈に批

判している。「日本人は我々に対しても征服者として君臨し、英国よりも残忍で常軌を逸し、悪意に満ちていることを示した。日本の占領の三年半、私は日本兵が人々を苦しめたり殴ったりするたびに、シンガポールが英国の保護下であればよかったと思ったものである。同じアジア人として我々は日本人に幻滅した・・・日本人は、日本人より文明が低く民族的に劣ると見なしているアジア人と一緒に思われることを嫌っていたのである。日本人は天照大神の子孫で、選ばれた民族であり遅れた中国人やインド人、マレー人と自分は違うと考えていたのである」¹⁴⁴。

「戦争が終わって50年もたつのに、歴代の自民党政権政府は、そして主要政党の主だった指導者、学界、そして大半のメディアはこの悪魔の行いについては語ろうとしない。ドイツと違い、彼らは世代が過ぎていくことでこのような行いが忘れられ、彼らの行為の記述が埃をかぶった記録の中に埋もれさられてしまうことを願っている。もし、これらの過去を隣人に対して認めないならば、人々はこうした恐怖が繰り返されることもありえると恐れるかもしれない」¹⁴⁵と日本政府の姿勢を厳しく批判している。

池田勇人首相との会談でリー・クアンユーが取り上げたのは“血の負債”すなわち戦時中の日本軍によるシンガポール人虐殺に対する償いの要求だった。池田はシンガポールで起こったことに対して「心からの遺憾の意」を表明したが、謝罪はなかった。首相は日本国民が「故人の精神に対してなされた不当な行為」を償いたいと述べ、過去の行為が両国の友好関係の発展を阻害しないことを願うといった。だが、補償問題の結論は保留となった。首相も側近たちも実に丁寧で、なんとかこの問題を解決しようとしていたが、被害を受けた他国から補償要求が殺到することを恐れ先例を作るのをためらっているように見えた。両国がこの問題を解決したのはシンガポール独立後の66年10月で、5000万ドルの補償金は円借款と無償供与が半々だった¹⁴⁶。

リー・クアンユーは、「日本は経済大国として先進国首脳会議の正式メンバーとなり、世界の主要国として果たすべき役割を模索し続けてきた。とりわけ深刻なのは指導者たちの過去の戦争に対する残虐行為に対する姿勢だった。西ドイツの政治指導者は明確に戦争犯罪を認めて謝罪し、犠牲者に賠償を支払い、若い世代に戦争犯罪の歴史を教えて再発を防ぐ努力を行ったが、日本の指導

¹³⁸ 『昭南日報』1942年2月22日付、昭南警備司令官声明

¹³⁹ 林（1998）pp.218-219.

¹⁴⁰ リー（2000年 a）p. 39.

¹⁴¹ 林前掲書。p. 222.

¹⁴² 林（2007年）

¹⁴³ （1923年－2015年）初代首相就任以降、長期にわたり権威主義的政治体制、いわゆる「開発独裁」を体現し、独裁政権下ながらシンガポールの経済的繁栄を実現した。

¹⁴⁴ リー前掲書 pp. 35-39.

¹⁴⁵ 同上。p. 60.

¹⁴⁶ リー（2000年 b）

者はどうだろう？ 多くはいまだ曖昧な態度で言を左右にしている。天皇への配慮に加えて、国民を困惑させたくない気持ちや先祖を侮辱したくない思いがあるのだろう。理由のいかんを問わず、歴代の自民政権は日本の過去と向き合うことはなかった¹⁴⁷と指摘している。

この事件を知らないシンガポール人はいない。何故日本では（この事件に限らず）知らないのか、教えないのか。歴史認識とは、知っているか知らないかであり、解釈の問題ではない。

2015年に安倍首相は、戦後70年談話として安倍談話を発表し、村山談話にある「心からのお詫びの気持ち」・「痛切な反省」の文言について、歴代内閣の立場を継承するという間接的な表現で盛り込み、『侵略』・『植民地支配』の文言については、日本の行為としてではなく、これらの行為について「用いない」・「永遠に訣別する」という一般論として村山談話とは異なる文脈で盛り込んだ。談話を発表した記者会見では、過去の日本の行為が「侵略」に当たるかどうかは明言しなかった。

河野太郎外相が2019年7月19日、元徴用工問題を巡り、韓国の南官拘駐日大使を外務省に呼んだ際、韓国側の発言を遮って「極めて無礼」と怒りをあらわにする一幕があった¹⁴⁸。「極めて無礼」という発言は、「国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明した」という村山談話・河野談話・小泉談話がもはや継承されていないことを示している。河野太郎外相の父である河野洋平官房長官は、「本人の意思に反して集められたことを強制性と定義すれば、強制性のケースが数多くあったことは明らかだった¹⁴⁹、また「紙の証拠がないからといって今も苦しむ女性や戦争中の悲劇までなかったといわんばかりの主張には、悲しみさえ覚えます」と述べていた¹⁵⁰。

(7) 南京大虐殺を含む日中歴史共同研究

2005年の日中外相会談に際し、小泉政権の町村信孝外務大臣が、事態打開を図るために日中歴史共同研究を提案し、2006年から2009年にかけて、日本と中華人民共和国が共同で行い、研究結果である論文は、日中双方の執筆者の個人の認識に基づき執筆された。

日中歴史共同研究で日本側の研究成果として小島毅は、「英霊」や「国体」は「決して日本古来の教えではなく、17世紀以降、朱子学・陽明学の流入にともなって生み出された教説に基づいていた¹⁵¹と指摘した。さらに、19世紀なかばに「陽明学的な精神主義が武士階層に浸透し、これに水戸学の主張が融合することによって、吉田松陰(1830~1859)や西郷隆盛(1827~1877)をはじめとする、尊王攘夷運動の思想的原動力となった。西郷は「征韓論」を唱え、朝鮮政策の推進者であった伊藤博文(1841~1909)・山県有朋(1838~1922)は松陰の門下生である¹⁵²と指摘した。

日中歴史共同研究中国側の研究成果として栄維木は、極東国際軍事裁判所での判決書の認定によれば、「占領されてからの最初の1か月に、南京城内では2万件余りの強姦事案が発生した」、「日本の軍隊に占領されてからの最初の6週間で、南京城内と附近の地域で虐殺された民間人と捕虜の数は20万人を超える¹⁵³。南京国防部軍事裁判所は、南京大虐殺において集団で虐殺された人数は19万人以上にも上り、他に個別に虐殺された者が15万人以上おり、被害者総数は30余万人であると認定した¹⁵⁴。

計画通り撤退できた部隊はわずかで、揚子江によって退路が塞がれ、中国軍は混乱状態となり、多数の敗残兵が便衣に着替えて「難民区」に逃れた¹⁵⁵。

中支那方面軍は、上海戦以来の不軍紀行為の頻発から、南京陥落後における城内進入部隊を想定して、「軍紀風紀を特に厳粛にし」という厳格な規制策（「南京攻略要領」）を通達していた。しかし、日本軍による捕虜、敗残兵、便衣兵、及び一部の市民に対して集団的、個別的な虐殺事件が発生し、強姦、略奪や放火も頻発した。日本軍による虐殺行為の犠牲者数は、極東国際軍事裁判における判決では20万人以上（松井司令官に対する判決

¹⁴⁷ 同上。

¹⁴⁸ <https://mainichi.jp/articles/20190719/k00/00m/030/167000c>

¹⁴⁹ “従軍慰安婦 消せない事実 政府や軍の深い関与、明白”。朝日新聞。(1997年3月31日)

¹⁵⁰ “時代の証言者”。読売新聞。(2012年10月8日)

¹⁵¹ 水戸光圀が開始した『大日本史』編纂事業は、朱子学の日本の形態の一つの流派として連綿と受け継がれ、その思想的影響のもとに明治時代の忠君愛国教育が行われた。日本国は天照大神の仰せ（神勅）に基づく天壤無窮の「国体」を持ち、幕府の将軍といえども天皇の臣下にすぎないという

論理がこれによって形成された。さらに、忠臣と逆臣とを峻別して前者のみを顕彰し、神（英霊）として祭るという論理もこうして用意された。小島（2010年）通しの p. 77. 当該章では p. 19.

¹⁵² 同上。

¹⁵³ 「遠東国際軍事法廷判決書」、張憲文主編『南京大屠殺史料集』(7)。楊夏鳴編（2005年）pp. 607-608.

¹⁵⁴ 栄（2010年）通しの p. 317. 当該章では pp. 7-8. 「軍事法廷対戦犯谷寿夫の判決書及附件」（1947年3月10日）国民政府軍令部戦史会档案、中国第二档案馆所蔵五九三／870。胡菊榮編（2006年）p. 389.

¹⁵⁵ 白井（2000年）pp. 83-85.

文では10万人以上)、1947年の南京戦犯裁判軍事法廷では30万人以上とされ、中国の見解は後者の判決に依拠している。一方、日本側の研究では20万人を上限として、4万人、2万人など様々な推計がなされている¹⁵⁶。このように犠牲者数に諸説がある背景には、「虐殺」(不法殺害)の定義、対象とする地域・期間、埋葬記録、人口統計など資料に対する検証の相違が存在している¹⁵⁷。

6~7週間の恐怖支配が存在し、そしてそれがいくつかの段階(組織的な大量処刑(計画的虐殺)から、個人規模の突発的暴行に至るまで)に分けられるのであり、計画的な大量処刑という第一段階は数日間続いて、個人規模の暴行は数週間続いた、と。事実、このような解釈は中国語文献では珍しくないのである。中国人の大量処刑が行われたことは今日では確定的で、議論の余地のない事実とされている。従って議論の焦点はこの処刑が合法であったか否か、つまり「虐殺」になりうるのか否かという点にある。北村は中国人の処刑は非合法であったろうと結論づけている¹⁵⁸。

南京事件について菅義偉官房長官は、2014年2月、「旧日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害、略奪行為があったことは否定できない」と明言し、被害者の具体的な人数について政府は「諸説ある」との立場で、慰安婦についても、その存在を認めた河野談話の継承を表明していた。

2015年10月、世界記憶遺産登録をめぐる中国の動きへの対策を検討する自民党の国際情報検討委員会の合同会議委員長を務める原田義昭・元文部科学副大臣が、「南京大虐殺や慰安婦の存在自体を、我が国はいまや否定しようとしている時にもかかわらず、申請しようとするのは承服できない」と語った¹⁵⁹。強制連行されたのではなく公娼であったにすぎないとか、南京大虐殺はなかったとかその規模を過小評価する人がいまだ絶えないが、日本の政治家による歴史修正主義は繰り返し自らを貶める行為でしかない。

4. 歴史修正主義

大阪市と府が出資する大阪国際平和センター「ピースおおさか」の加害展示について、2013年に当時の松井

一郎大阪府知事(大阪維新の会)が「自虐的」として改装させたことを巡り、戦争展示の変更点について市が事前に情報開示しなかったのは、大阪高裁の控訴審判決で2017年9月、請求を棄却した1審・大阪地裁判決を取り消し違法とされた¹⁶⁰。

ピースおおさかは、大阪大空襲などの日本の被害を展示するだけでなく、朝鮮人強制動員、南京大虐殺、重慶爆撃などの、日本の加害をも展示する、いわゆる両面展示をグランドコンセプトとしてきた。その理由は、一方的な戦争の見方を排し、被害と加害がない交ぜになっている戦争の本質を展示するためには不可欠な方法論であったからだ。例えば、ピースおおさかが大阪空襲だけを展示する博物館であったなら、日本の子どもたちからは「大阪を焼け野原にするなんて、アメリカは何て悪い国だろう」という感想を持たれ、アメリカ人の来訪者からは「この悲惨な空襲は日本が始めた戦争の帰結じゃないか」という類の感想が残されてしまう可能性は否めないからであった¹⁶¹。

2019年8月に公式の運営会議で採択され運営されてきた愛知県美術館(名古屋市東区)などで開催中の国際芸術祭である「表現の不自由展、中止 あいちトリエンナーレ2019」で、旧日本軍の慰安婦を象徴する少女像などの展示に日本維新の会の松井代表は「民間ならよいが、税金でやるべきではない」、日本維新の会の河村名古屋市長は「日本の軍だけが慰安婦制度をやっていたわけではなく、戦時下の女性の人権侵害だという思いを持っている。われわれの先祖が、けだもの的に取り扱われるような展示物を国民の税で展示されるのは違う」¹⁶²などという批判が出て中止となった。

あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議は、愛知県知事、名古屋商工会議所専務理事、中日新聞社代表取締役社長、日本放送協会名古屋放送局局長、愛知県立芸術大学学長、独立行政法人国際交流基金理事、名古屋市観光文化交流局長らによって構成され¹⁶³、愛知県と名古屋市の予算および事業収入で賄う事業として、正式に採択され運営されてきている。

名古屋大の栗田秀法教授(美術史、博物館学)は、「表現の不自由展・その後」は、多様な議論のきっかけとなる場として開かれたはず。税金が投入されているとの理

¹⁵⁶ 秦(2007年) pp. 317-319.

¹⁵⁷ 波多野・庄司(2010年) 通しの pp. 270-271. 当該章では pp. 6-7. 日本で刊行された最も包括的な資料集は、南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集Ⅰ、Ⅱ』(増補改訂版、偕行社、1993年)であり、第16師団長・中村今朝吾の日記、上海派遣軍参謀長・飯沼守の日記、歩兵第30旅団長・佐々木到一の手記、中支那方面軍司令官・松井石根の陣中日記などを収めている。

¹⁵⁸ アスキュー(2008年) p. 59.

¹⁵⁹ <https://web.archive.org/web/20160112094123/http://www.asahi.com/articles/ASHB263MVHB2UTFK00K.html>

¹⁶⁰ <https://mainichi.jp/articles/20170902/ddn/041/040/021000c>

¹⁶¹ http://jcaosaka.org/down-shiryuu/20160329_jiji7-tunemoto-paper.pdf

¹⁶² <https://www.chunichi.co.jp/s/article/2019080390090017.html>

¹⁶³ https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/190223_445551_misc.pdf

由で公権力の側が問題視するのは、図書館の蔵書への検閲行為と等しい。今後の美術館の活動が著しく阻害されないか危惧する。また公立私立を問わず税金が投入されている大学にも、自由な議論をしにくい風潮が波及しないか心配だ¹⁶⁴と述べている。

強制連行されたのではなく公娼であったにすぎないとか、南京大虐殺はでっち上げという主張をしてきた河村市長らの言行によって、ジョージ・オーウェルが描いた「2+2=5」であると信じ込まされるディストピアの監視社会¹⁶⁵になろうとしている。

ユダヤ人を絶滅させようとしたナチス・ドイツと日本の軍国主義を同列に扱うべきではないという議論がある。ナチス・ドイツはユダヤ人だけではなく、スラブ民族、ラテン民族、黄色人種、黒人、ロマ、障害者などを劣等人種として位置づけ、ナチス・ドイツが生存圏を確保するために、スラブ民族を追放しドイツ人を入植させ、抵抗するこれらの劣等人種も強制収容所に送っていたのである。ユダヤ人だけで600万人、ソ連の犠牲者数はおおよそ2000万～3000万人であった。

これは満蒙領有計画（後の大東亜共栄圏）に基づき満州事変を引き起こし、ハルビンにおける731部隊の人体実験、日中戦争における国民党政府が置かれていた南京占領および虐殺、南京のみならず上海、漢口、重慶など諸都市に対する無差別爆撃などで、朝鮮人や中国人を劣等民族として見下し追放し、日本人を入植させ、大量の抵抗する者を効率的に殺戮できるようチフス菌などの生物兵器や化学兵器を開発し、人体実験をしていたのである。満州事変以降の中国側の犠牲者数は1321万人（その内市民死者数971万人）から3500万人（？）で正確な犠牲者数は不明。

日独伊防共協定を結んだナチス・ドイツ、軍国主義の日本、ファシズムのイタリアは、「遅れてきた国」であるために、植民地が少なく、欧米列強諸国がすでに植民地分割を終えた後に富国強兵策で割って入ろうとしたために、他民族を見下し支配する、虐殺する、自民族の犠牲も厭わないという非合理的な集団狂気の日常化において共通している。軍国主義の日本だけ罪を軽くしようとしても、犠牲者となった人々によって事実を歪めていると指弾され、自らを辱めることにしかならない。

「我が国は他国との比較で言えば極めて穏健な植民地統治をしたのである」、「多くのアジア諸国が大東亜戦争を肯定的に評価している」、「南京大虐殺はなかった」とか、「中国が主張している30万人という犠牲者数は過大だ」、「慰安婦が軍に暴行、脅迫を受けて連れてこられた

証拠はない。欧米諸国が自由恋愛の名の下に、現地の女性を使っていたのも事実だ。日本だけを不当に侮辱している」、「ユダヤ人を絶滅させようとしたナチス・ドイツと日本の軍国主義を同列に扱うべきではない」というような理屈で日本の軍国主義を正当化しようという試みは、繰り返し自らを辱める行為でしかない。加害者と被害者がいる以上、一方が独善的に事実を歪めて主張すれば、アジア諸国や連合国との信頼を再び失うことにしかならない。

日本の政治家による歴史修正主義は、戦時中のプロパガンダそのままである靖国神社に参拝し続け、廃止しようとしないうちに示されているように、戦前の価値観や体制に過ちはなく、復活させ、国連中心主義に回帰するのではなく、自衛隊を国軍として憲法に明記することによって軍事力を増強するためには不可欠であると考えているからに他ならない。

おわりに

第2次世界大戦後、言語や文化が異なる諸民族を隷従化させ収奪する植民地支配自体が認められないという国際的な規範が形成され、アジア・アフリカ諸国が植民地支配から独立したのである。歴史修正主義者の「台湾、朝鮮、満州は合法的に併合した」という主張は、帝国主義列強諸国間での植民地分割戦争の戦勝国同士が植民地を支配することを「合法的に」取り決めたものにすぎず、そのこと自体を過ちとして認識し、謝罪・補償しない限り、植民地支配されてきた人々や国際社会は納得できないであろう。

過ちの原因を明確にしなければ、再び過ちが繰り返されることになるというのは、リスク・マネジメントの基本である。歴史の見直しによって日本軍ばかりではなく国民全体の名誉が回復できることはなく、それどころか、過去の過ちが正当化され、再び過ちを繰り返すことになってしまうのである。

石橋の「小日本主義」に立ち戻らない限り、日本の侵略および植民地支配の戦争責任は明確にならず、いつまでも戦後処理が終わらない。また、国連中心主義に立ち戻り自衛隊を国連予備軍として転換し、アジアや世界の中で貢献していくことによって、アジア諸国との信頼関係が構築され、アジア諸国との統合の促進や和解が実現されていくのであり、憲法に自衛隊を国軍として明記し国軍を強化していくことは“教科書的なセキュリティ・ディレンマ”に陥るだけで、過ちを繰り返すことになることが理解される必要がある。

¹⁶⁴ <https://www.chunichi.co.jp/s/article/2019080390090017.html>

¹⁶⁵ 森（2017年）pp. 204-205.

引用・参考文献

- Asian Women's Fund (2000) Expert Meeting on Women's Human Rights under Armed Conflict
- Chunghee Sarah Soh (2009), *The Comfort Woman*, University of Chicago Press
- Coomaraswamy, Radhika (1996), Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Ms. Radhika Coomaraswamy, submitted in accordance with Commission on Human Rights resolution 1995/85, Commission on Human Rights, Economic and Social Council, United Nations
- Gubler, de Claude, Michel Gonod (2005), *Le grand secret Broché*, Editions du Rocher
- McDougall, Gay J. (1998), Systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflict Final report submitted by Ms. Gay J. McDougall, Special Rapporteur, Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Commission on Human Rights, Economic and Social Council, United Nations
- van Poelgeest, Bart (1994) Bart Report of a Study of Dutch Government Documents on the Forced Prostitution of Dutch Women in the Dutch East Indies during the Japanese Occupation, Unofficial Translation . 24th January, 1994
- アスキュー・デイヴィッド (2008年)「書評 南京アトロシティ研究の国際化 Kitamura Minoru, The Politics of Nanjing: An Impartial Investigation の検証」『立命館文学』609巻
- 石橋湛山 (1990年)『石橋湛山評論選集』東洋経済新報社
- 石橋湛山, 石橋湛山全集復刻委員会編 (2011年)『石橋湛山全集第11巻』東洋経済新報社
- 稲葉正夫編 (1970年)『岡村寧次大将資料第一 戦場回想編』原書房
- 今田真人 (2018年)『極秘公文書と慰安婦強制連行—外交資料館等からの発見資料』三一書房
- 白井勝美 (2000年)『新版日中戦争—和平か戦線拡大か』中央公論新社
- 内海愛子ほか編 (2011年)『東京裁判—性暴力関係資料』現代史料出版
- 柴維木 (2010年) 日中歴史共同研究日本側の研究成果 第二部第二章「日本の中国に対する全面的侵略戦争と中国の全面的抗日戦争」
- エドワーズ, ジャック, 薙野慎二訳 (1992年)『くたばれ, ジャップ野郎! 日本軍の捕虜になったイギリス兵の記録』径書房
- 遠藤誠治・遠藤乾編 (2014年)『シリーズ 日本の安全保障1 安全保障とは何か』岩波書店
- 王泰升; 鈴木敬夫 (2005). “植民地下台湾の弾圧と抵抗: 日本植民地統治と台湾人の政治的抵抗文化”. 札幌学院法学 (札幌学院大学) 21 (1) : pp.223-278.
- 海軍経理学校補修学生第10期文集刊行委員会編 (1983年)『滄溟』同委員会
- 梶村太郎ほか編 (2008年)『「慰安婦」強制連行』, 金曜日「日本占領下オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府所蔵文書調査報告」1994年1月, に収録
- ガルトウング, ヨハン, 御立英史訳 (2017年)『日本人のための平和論』ダイヤモンド社
- ガルトウング, ヨハン (2003年)「平和学における認識論と方法論」ガルトウング, ヨハン・藤田明史編著『ガルトウング平和学入門』法律文化社, 所収
- 姜在彦編 (1985年)『朝鮮における日窒コンツェルン』不二出版
- 姜在彦 (1992年)『日本による朝鮮支配の40年』朝日新聞社
- カント, イマヌエル, 宇都宮芳明訳 (1985年)『永遠平和のために』岩波書店
- 極東国際軍事裁判所編 (1968年)『極東国際軍事裁判速記録』第10巻, 雄松堂書店
- グラック, キャロル (2019年)『戦争の記憶コロンビア大学特別講義学生との対話』講談社
- 「軍事法廷対戦犯谷寿夫の判決書及附件」(1947年3月10日) 国民政府軍令部戦史会档案, 中国第二档案馆所蔵 五九三/870
- 胡菊米編 (2006年)『南京審判』〔張憲文主編『南京大屠殺史料集』(24)〕江蘇人民出版社
- 黄文雄 (2004年)『捏造された昭和史』日本文芸社
- 小島毅 (2010年) 日中歴史共同研究日本側の研究成果 古代・中近世 第二部「中国文化の伝播と日本文化の創造的発展の諸相」第一章「思想, 宗教の伝播と変容」
- (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 a) 『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成① 警察庁関係公表資料・外務省関係公表資料 (上)』龍溪書舎
- (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 b) 『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成② 防衛庁関係公表資料 (上)』龍溪書舎
- (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1997年 c) 『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成③ 防衛庁関係公表資料 (下)』龍溪書舎
- (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1998年 a) 『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成④ 国立公文書館所蔵資料・大英帝国戦争博物館所蔵資料・厚生省関係公表資料』龍溪書舎

- (財) 女性のためのアジア平和国民基金編 (1998年 b) 『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成⑤ 米国国立公文書館所蔵資料・国立国会図書館所蔵資料・各巻資料の概要紹介』 龍溪書舎
- 坂本義和 (1990年) 『地球時代の国際政治』 岩波書店
- 清水伸編 (1976年) 『逐次日本国憲法審議録』 (増補版) 第2巻, 原書房
- 高柳賢三ほか編著 (1972年) 『日本国憲法制定の過程 I』 有斐閣
- 武田幸男編 (2000年) 『朝鮮史 (新版世界各国史)』 山川出版社
- 田中禎彦 (2005年) 「20世紀前半の朝鮮総督府による朝鮮の歴史的建造物の調査保存事業について」 『日本建築学会計画系論文集』 594号 日本建築学会
- 田中利幸 (1993年) 『知られざる戦争犯罪—日本軍はオーストラリア人に何をしたか』 大月書店
- 儀義文 (1997年) 『慰安婦問題と教科書攻撃』 高文研
- 朝鮮總督府農林局 (1935年) 『米穀関係法規; 朝鮮米穀要覧』 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1337186>
- 鄭大均 (2011年) 『姜尚中を批判する—「在日」の犠牲者性を売り物にする進歩的文化人の功罪』 飛鳥新社
- 東京裁判ハンドブック編集委員会編 (1989年) 『東京裁判ハンドブック』 青木書店
- 戸部良一 (2010年) 日中歴史共同研究 日本側の研究成果 第2部「中国文化の伝播と日本文化の創造的発展の諸相」 第1章「満洲事変から日中戦争まで」
- 新渡戸稲造 (2000年) 『武士道』 教文館
- 禾晴道 『海軍特別警察隊』 (1975年) 太平出版社
- 秦郁彦 (2007年) 『南京事件』 中央公論社
- 波多野澄雄・庄司潤一郎 (2010年) 日中歴史共同研究 日本側の研究成果 古代・中近世 第2部第2章「日中戦争—日本軍の侵略と中国の抗戦」
- ハーマー, マルゲリート, 村岡崇光訳 (2013年) 『折られた花: 日本軍「慰安婦」とされたオランダ人女性たちの声』 新教出版社
- 林博史 (2007年) 『シンガポール華僑粛清—日本軍はシンガポールで何をしたのか』 高文研
- 藤原歸一 (2001年) 『戦争を記憶する—広島・ホロコーストと現在』 講談社
- ブルマ, イアン, 石井信平訳 (1994年) 『戦争の記憶—日本人とドイツ人』 TBSブリタニカ
- 文京洙 (2005年) 『韓国現代史』 岩波書店
- マイネッケ, フリードリッヒ, 矢田俊隆訳 (1974年) 『ドイツの悲劇』 中公文庫 森彰夫 (2017年) 『インクルーシブ国際社会論』 彩流社
- 前田朗編 (2016年) 『(2011年)「慰安婦」問題の現在—「朴裕河現象」と知識人』 三一書房
- マクナマラ, ロバート・S, 仲晃訳 (1997年) 『マクナマラ回顧録—ベトナムの悲劇と教訓—』 共同通信社
- 増田弘 (1995年) 『石橋湛山—リベラリストの真髓』 中央公論新社
- 宮崎犀一他編 (1981年) 『近代国際経済要覧』 東京大学出版会
- 最上敏樹 (2016年) 『国際機構論講義』 岩波書店
- 森彰夫 (2011年) 『オルタナティブ国際関係論—国際機構と国際協力の改革へ向けて—』 彩流社
- 森彰夫 (2017年) 『インクルーシブ国際社会論』 彩流社
- 森彰夫 (2019年) 『マルチラテラル平和・安全保障論—多国間・国際組織・地域共同体の時代へ—』 彩流社
- 森武麿 (1992年) 『アジア・太平洋戦争 (日本の歴史)』 集英社
- 楊夏鳴編 (2005年) 『東京審判』 江蘇人民出版社
- 吉田裕 (1997年) 『現代歴史学と戦争責任』 青木書店
- 吉田裕 (2017年) 『日本軍兵士 アジア・太平洋戦争の現実』 中公新書
- 吉見義明 (2010年) 『日本軍「慰安婦」制度とは何か』 岩波ブックレット
- 吉見義明 (1995年) 『従軍慰安婦』 岩波書店
- 吉見義明 (2013年) 「橋下徹市長への公開質問状」
- リー・クアンユー, 小牧利寿訳 (2000年 a) 『リー・クアンユー回顧録 (上)』 日本経済新聞社
- リー・クアンユー, 小牧利寿訳 (2000年 b) 『リー・クアンユー回顧録 (下)』 日本経済新聞社
- 「遠東国際軍事法廷判決書」, 張憲文主編 『南京大屠殺史料集』 (7)